

地名散歩

第47回 湖と沼、そして池

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

地球上の水の97.5パーセントを占めているのは海水であり、淡水はごくわずか。しかもその大半が地下水だから、地表を流れる川の水や湖水は全体から見れば0.01パーセントにしかならず、真水というのは実に貴重な存在である。

ところで湖と沼、そして池の違いは何だろうか。手元の『岩波国語辞典』(第四版)を引いてみた。

みずうみ【湖】(普通は、海に直接はつながらず)陸に囲まれ、かなりの深さのある水域。▽池や沼より大きいのを言う。「水海」の意。

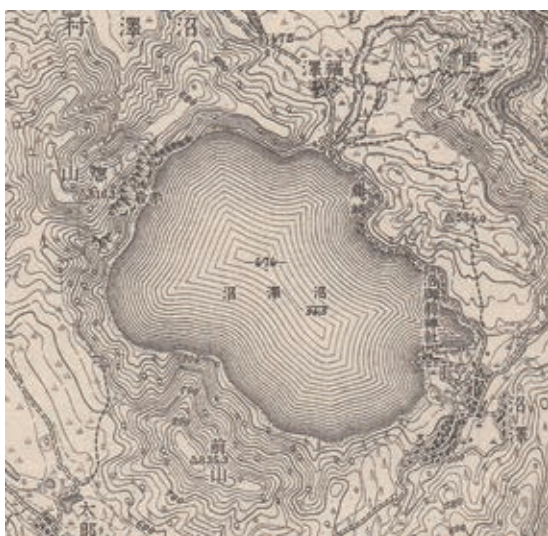
ぬま【沼】どろ深い大きな(天然の)池。

いけ【池】地面に、ある程度の広さと深さとして、いつも水のたまっている所。大きな水たまり。「用水ー」▽人工のものにも言う。

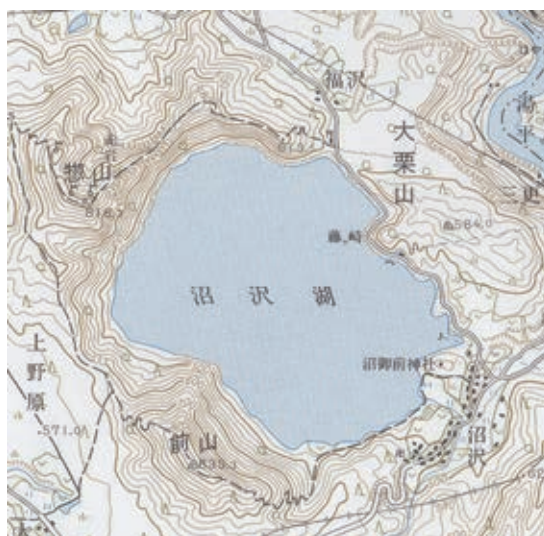
すぐに異論が出そうだが、実際に日本各地

の湖・沼・池を眺めてみると、必ずしもこの通りにはなっていない。ためしに日本最大の湖である琵琶湖を調べてみると、古く淡江^{におのうみ}とか鳩海などと呼ばれ、この淡江が遠い淡江(遠つ淡江ー浜名湖のこと)と区別する意味で近つ淡江ー近江という字が当てられて国名となった。「遠つ淡江」のある国は、当時の規定で漢字2字で表わした結果、遠江^{とおとうみ}という国名になっている。

そもそも湖を意味する大和言葉は海と同じ読みの「うみ」であり、区別していなかったようだ。それが内陸の水域には漢字の湖を当てることになり、○○湖(○○のうみ)がそのうち「○○こ」と読まれるようになった。そういえばドイツ語でも海と湖はどちらも^{ゼー}Seeだ。ただし海の方は女性名詞、湖は男性名詞であるため、冠詞や形容詞の格変化は異なってい



沼沢沼だった頃。沼のほとりに位置する沼沢村は遠く上州(群馬県)沼田へ通じる沼田街道の宿駅であった。1:50,000「宮下」昭和6年要部修正



沼沢湖と呼び名を変えてから。今の形になったのが約5000年前と比較的新しいカルデラ湖で、湖面の標高は約475メートル。1:50,000「宮下」平成元年修正

るが。

そんなわけで、たとえば箱根の芦ノ湖も、古くは「あしのうみ」と呼び、北東端にある湖尻という地名もかつては「うみじり」だった。諏訪湖もかつては須波海と称したこともあり、同じ長野県内の、それこそ海から最も遠いところを走るJR小海線に海尻・海ノ口という2つの海つき駅があるのも、かつて八ヶ岳の溶岩が堰き止めた湖(海)が存在した証拠とする説もあり、海の字が塩辛い海ばかりに使われたとは限らない。海と湖の使い方がはっきり分けられたのは、おそらく明治以降だろう。

次に沼であるが、先ほどの国語辞典の説明に「どろ深い」という一句があるように、どうもあまりいい印象がない。そのため従来の「沼」は徐々に「湖」に置き換えられる傾向が見られるようだ。たとえば青森県の小川原湖は今でこそこの呼び名が定着したようだが、戦前の地図を見ると小川原沼となっている。福島県会津の金山町にある沼沢湖はもっと最近まで沼沢沼と称していた。下から読んでも同じ珍しい存在だったが、やはり近年の「湖化」の波はここまで押し寄せたようである。

埼玉県南部にはかつて見沼という沼があり、江戸時代にこれを干拓して田んぼにした。従前の沼の用水の代替措置としては「見沼代用水」が開削されている。干拓地は「見沼田んぼ」と呼ばれるようになって今に至った。そこで、さいたま市が政令指定都市になった後に行政区名のひとつを「見沼区」と決めたのだが、田舎くさい、不動産価値が下がるなどとして反対の声が上がったことがある。それだけ沼を忌避したがる人が多い証拠かもしれないが、イメージより実質を重視してもらいた

いものだ。

池と沼の違いは先の国語辞典ではそれが明瞭ではない。命名された時代や地域差なども関係するので、現実には両者はすっきり区別できないというのが実状だろう。場所によっては池が「人工の溜池」を指し、沼が「天然もの」、というのもあるようだがそれが普遍的というわけでもない。

強いて私の印象を言えば、沼はかつて旧河道や海だったところを砂洲が塞いで水が溜まったところが多い。国語辞典で「どろ深い」とあったように、泥は深いが水は浅い水域というのがおおむね当たっていそう。これに対して池は相対的に人工のものが多く、沼に比べて泥は浅く水は深い。そんなところかもしれない(歯切れが悪くてすみません)。特に西日本の池には溜池が多い印象で、東日本でも用水池が多いのはもちろんだが、上高地の大正池や朝日山系の大鳥池(山形県鶴岡市)のように山地で自然にできたものも目立つ。ついでながら、東北地方の溜池が「○○堰」と呼ばれるのも独特だ。川を堰き止める人工構造物の名が水域全体に及んだ例である。

沼の仲間には「潟」もある。かつては日本で2番目の湖であった秋田県の八郎潟もそれで、男鹿半島に向かって本土側から伸びる砂洲がつながって誕生したのがこの湖で、欧米語ならラグーンと称する。ただし同じ潟でも男鹿半島にあるマール(爆裂火口)も一ノ目潟～三ノ目潟というのがあって難しい。湖ランキングの現在の第2位は霞ヶ浦であるが、隣の北浦を含めて、ふつう漁村や湾を指す「浦」が使われているのは珍しい。日本の水域の呼び名はまだまだ多様である。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 709
2016 February



表紙写真
「土地家屋調査士の立会風景」

第30回写真コンクール
＜テーマ部門＞銅賞
大坪 千津子 ●兵庫会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために—
第43回 尺貫法と土地台帳・登記簿面積
山口県土地家屋調査士会 参与 山崎 耕右

08 G空間EXPO 2015

地理空間情報科学で未来をつくる

12 沖縄県土地家屋調査士会創立50周年 記念講演・式典・祝賀会開催

沖縄会 広報部長 糸数 厚

14 自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—
関東・東北豪雨災害における常総市への対応について

18 愛しき我が会、我が地元 Vol.24

静岡会／大分会

21 土地家屋調査士新人研修修了者

中国ブロック協議会

22 「空家等対策の推進に関する特別措置法」研修会

25 静岡県土地家屋調査士会 球技大会

26 会長レポート

28 会務日誌

29 ちょうさし俳壇

30 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 もしもこんなことが起こってしまったら？

32 平成27年度土地家屋調査士試験の結果について

33 ネットワーク50

長野会／東京会

36 国民年金基金から

38 四国・九州・中国ブロック協議会合同研修会

40 編集後記

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第43回 尺貫法と土地台帳・登記簿面積

山口県土地家屋調査士会 参与 山崎 耕右

昭和30年前後、尺貫法に基づく登記の経験をしていた当時から、早くも60年が経ちました。現在、土地家屋調査士会各種研修等に係わって、特に若い会員等から、反・畝・歩と平米の関係についての質問が多く、歳月の経過を感じますが、ここでは過去からの登記事務変遷の経緯、並びに尺貫法の概略について記述させていただきます。

1 尺貫法の起源

尺貫法は中国の歴代の王朝が法令によって度量衡を定めたことが起源であり、その後、長さの単位は次第に長くなり、唐代以降に1寸が3cm程度としてほぼ一定した。

後に、この影響を受け、東アジア一円(日本・朝鮮)に文化と共に取り入れられた。

引用 歴史の中の単位(小泉袈裟勝)

2 古代日本においての利用

わが国の土地制度がどのようなものであったかは、「大化の改新」の「班田収受の法」に基づく「大宝律令」の施行(702年)等の史料によって明らかとなった。

そこでは高麗尺1歩制とし、360歩を1段(反)、10反を1町とする「条理坪の制」が敷かれ、各里を36個の1町四方の坪に区分した。さらに、測量のうえ班田図も作成し、農地を国有化したのち、区分田として一人1段(反)を貸し与えた。

この国有化も、900年代には開墾を進めたことから崩壊した。

3 幕藩時代の検地(調査)・丈量(測量)

①豊臣秀吉(文禄3年6月)(1595年)

全国を制圧したことにより、それまでの庄・郷・

保里の制を廃し、郡の下に村を置き、租税の賦課は村民をして連帯して納付するよう責任を負わした。

この条令は「関白豊臣秀吉検地条令」いわゆる「太閤検地」として知られ、5間×6間の300歩を1反とし、6尺3寸の竿をもって検地・丈量すると定めた。

これは全国的に単位を統一し、実施したことにより大きな意義があったとされた。

引用 虎尾俊哉「班田収受法の研究」

引用 法務省民事局「民事月報第25巻12号地図特集中(公図の法制)」

②各幕藩による検地・丈量

徳川時代に入って、村落の全国的統一が進むに伴って幕藩体制も確立され、各藩においては、太閤検地を継承し部分的に補修した検地・丈量を整備していった。

特に整備されたものは、「新田検地条目」(享保11年)(1727年)である。

この条目の丈量単位としては、6尺1分を1間とし、1反300坪・縄は1間宛・縄の長さは30間・60間のものを用いることとした。

引用 法務省民事局「民事月報第25巻」

4 明治期の地租改正と地租条例

①地租改正

明治4年(1871年)の太政官布告において、幕藩時代の貢租は村単位での物納(主として米)であったものを、個人による金納とするための税制大改革を行うとした。

そこで、まずは、宝暦年間から禁止されていた、(農地への作付け種類の変更・売買等による所有権の移転)等を解禁したうえで、太政官布告である「地租改正条例」「同細目」・「地租改正施行規則」(明治6年7月)(1873年)を公布し、大蔵省事務総裁による

「地方官心得書」も通達された。

この地租改正時の丈量に関しては、「丈量間竿につき達」(明治8年6月)(1875年)により、間竿は6尺とし、1反を300坪とした。

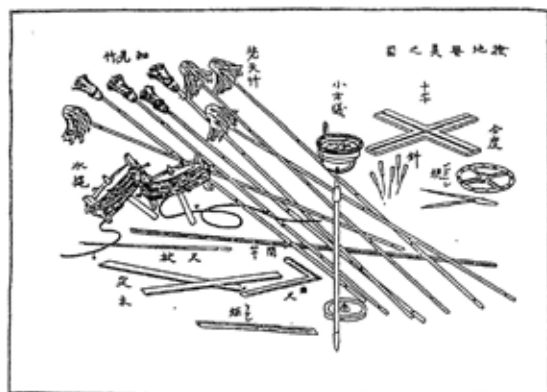
当時の丈量は(別紙1-1)の用具を用い、方法は1区画ごとに現地において、その縦と横の長さを測って面積を出す、「十字法」(別紙1-2・別紙2)といわれるものが主流で、地形によって「三斜法」(別紙2)が取り入れられていたが、いずれにしても見取り図的なものである。

特に留意すべきことは、上記「細目」による「耕地ヲ

丈量スルハ畔際ヨリ打詰ト心得ヘキ事」とされていることで、このことは、「十字法」の絵図(別紙1-2)の梵天先(別紙1-1図参照)が畦畔の内側を指していることから、これは徴税を目的とし、作付面積のみが丈量の対象とされたものであり、この丈量方法は江戸時代から継続している。

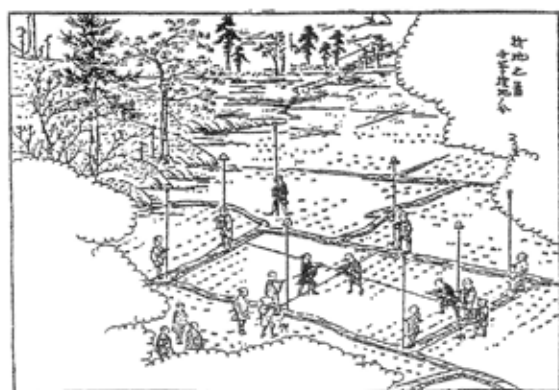
なお、地租改正時の丈量のうち山林にあっては、明治9年(1876年)の「山林原野調査法細目」において(山岳は斜面側面の間数を測り)とある。

さらに、地租改正時の土地丈量の検査にあっては「地租改正条例細目」(出張官員心得之事)第7条によ



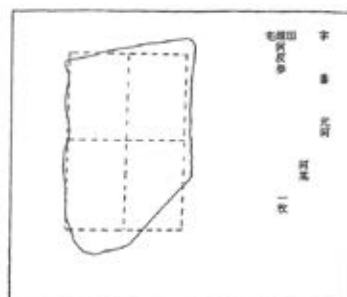
『徳川幕府県治要略』所載の検地要具之図
法務省民事局「民事月報第25巻第12号地図特集」

別紙1-1

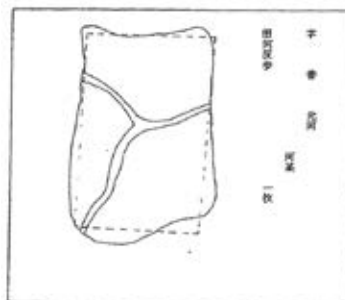


『徳川幕府県治要略』に掲げている江戸時代の検地の絵
梵天竿および細見竹の立て方や十字木使用の仕方が表現されている。
法務省民事局「民事月報第25巻第12号地図特集」

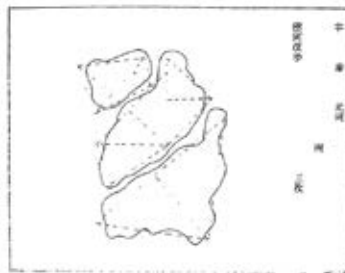
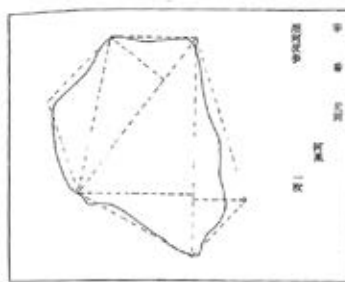
別紙1-2



(十字法)



(三斜法)



別紙2

り、「1反につき10歩内外は可」とされている。

②地租条例

先述の地租改正では、政府は5年ごとに不備を補うための改正を予定していたが、5年を経過しても改正されないうちに、改正時の調査丈量があまりにも杜撰であったこと、その間の移動地等への対応もないことから、人民の不満も募って各所で一揆等の争議が多発した。

そこで政府内においては、改正では人民の掌握はできないとして、新たに当時最新の丈量器具による丈量、並びに土地台帳を整備するための太政官布告である「地租条例」(明治17年3月)(1884年)・大蔵省令「地租条例施行細則」(同22年12月)(1889年)・「地租条例取扱心得書」を公布した。

上記条例第5条では、(土地の丈量は曲尺を用い6尺を間とし方1間を以て歩とし30歩を畝とし10畝を10段とし10段を町とする、但し市街宅地は方1間を坪とし坪の10分の1を合とし合の10分の1を勺とする)とした。

また、地租条例施行細則第6条により、地租改正時と同じく(田畑ノ丈量ハ畔際ヨリ打詰トスベシ)とした上で、第7条では、(田畑ノ畦畔ニシテ其所有主自由ニ変更ス可キモノハ之ヲ本地に量入シ其常ニ変更セサルモノハ之ヲ徐却シ其歩数ヲ外書トス)とした。

なお、「地租条例取扱心得書」第3条では、(丈量ハ三斜法ヲ用ヒ)とし、第7条では(山林原野雑種地等ハ其実際ノ平斜面ニ応ジ丈量ス)とされている。

丈量の完成後、大蔵省から派遣された検査員により実地での丈量検査が実施される場所であるが、この検査員間の「検査員申合書」(明治19年7月)(1886年)第23条によれば「丈量ノ可否ヲ定ムル標準ハ、凡1反歩につき5分内外の差異ハ之を可とする」と定められていて、「地租改正」時の(10歩内外は可)より、丈量の方法・器具等進化したことからも標準は上がっている。

現在の登記簿表題部の地積が、明治期より全く変更がないものの該当地は、この程度の精度であるといえる。

おって、「町村地図調整式及更正手続」(明治20年6月)(1887年)の第5項では、(字図は1間を以て曲尺1分(即チ600分ノ1)とし、次に第8項では、(字図は正副各巻部を、府県庁及び戸長役場に備置く)とされた。

また実際の丈量にあつては、同手続中に「町村製

図略法」の項があり、第2項では丈量用具として(見透器によるものとし、付属品には羅針盤・製図板・三脚台・示心器・垂球)を具備し、第3項では従前の板分見法によるも妨げ無しとするとともに、第4項では、製図紙は美濃紙と定めた。

さらに、第11項では(畦畔を測るときは、其巾等しいときは、製図上順次平行して適宜に線を描いて、畦畔を図し、其等しくないときは、箇所毎に丈量し、其の広狭を示す)としたことから、長狭物の直接丈量はされていない。

引用 法務省民事局「民事月報第25巻12号地図特集中(公図の法制)」

5 土地台帳規則(明治22年)(1889年) (勅令第39号)

本規則は主として地租に関する事項の登録をするものとし、「地租条例」による土地台帳及び地図により整備されて、税務署に備えられた。

6 土地台帳法・家屋台帳法(昭和22年) (法律第30・31号)

昭和22年地方税法の改正によって、地租・家屋税が府県税となって制定されたものであるが、依然として台帳は税務署に備えられて、賃貸価格が決定されていた。

引用 土地・家屋台帳法解説(新谷正夫・川島一郎共著)

7 土地台帳法・家屋台帳法の改正 (昭和25年)

昭和24年シャウプ勧告による税制改革において、府県税は廃止され市町村の固定資産税とされたことにより、台帳事務は税務署から登記所に移管された。

よって、登記所は台帳・地図を備え、登記事務を取り扱うこととなった。

土地台帳の様式は(別紙3)によるところで、この台帳地積の単位は坪又は歩であり、前記「地租条例」第5条で示された単位に同じである。

8 不動産登記法

明治29年(1896年)に公布された民法を受けて、

別紙3

6 土地家屋調査士 2016.2月号 No.709

しかし、これは地租条例施行細則において(田畑の「内畦畔」の場合には本地に量入)とされているものを、「内歩」であっても草生地・ため池・など徴税の対象外の「内歩」等もあり、当時「本地」に量入されなかったと思われることから、これら「内歩」の地積については、一元化時には合算すべきであったと史料するものである。

該当する事例をみれば、土地台帳(別紙3)による「本地」が2反6畝12歩(2616 m²)で、「外歩」が1畝3歩(108 m²)とされているため、合計すれば2反7畝15歩(2724 m²)となり、登記簿(別紙4)の当初の地積と符合する。

さらに、次欄では地籍調査により地積が2821 m²に更正されており、更正前後の差は97 m²もあって、地租条例時との差としては異常に大きく、これは土地台帳(別紙3)の「内歩」草生地24歩、約80 m²が含まれているものと思われる。

地租条例時には「内歩」であっても、畦畔以外の地種の地積は生産性のない土地であることから、内畦畔のみ「本地」に量入するとしたものと思われること

ろで、一元化時には合算すべきであったと史料するところである。

10 尺貫法からメートル法へ

昭和35年の不動産登記法施行令第4条では(地積は平方メートルを単位として定め)とされ、続いて同施行令附則第3条により、昭和41年3月31日までは尺貫法でも可として、移行への準備期間等の配慮がされた。

期限の昭和41年に至り、各省庁は平方メートルへの移行を終えていたところ、民事局の登記簿のみが実行されていないとして、国会で取り上げられ問題となった。

そこで、民事局は昭和41年に至り、登記簿上の尺貫法による表記を、メートル表記に移行する通達とともに、換算表と壹から拾までのゴム印を各登記所に配布した。

職員は換算表により、尺貫表記をメートルに更正する作業を重ね対応した。

(現登記簿)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	2500000029980
地図番号	(S6)54-4、55-3	筆界特定	余白		
所 在	字先道突			余白	
	字先道突			平成17年10月1日変更 平成18年3月28日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
869番	田	2724.:	余白		
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成8年9月12日	
余白	余白	2821.:	:	③錯誤	
			:	国土調査による成果	
			:	〔平成13年1月30日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成6年1月26日 第1457号	原因 平成5年10月22日相続 所有者 2806番地 中 村 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

G空間EXPO 2015

地理空間情報科学で未来をつくる

地理空間情報高度活用社会(G空間社会)の実現 へ向けて、産学官が連携し、地理空間情報と衛星測位の利活用を推進する場

近年、スマートデバイス普及と通信環境の充実、オープンデータ推進の動き等に伴い、位置と時間の情報(=G空間情報)の取得・活用を取り巻く環境は大きく進展しています。様々な分野でG空間情報を活用した製品やサービスが生まれ、もはやG空間情報は日常生活や経済活動に欠かせないものとなっています。

それらの環境を支える測位技術の分野においても、高度な測位の実現を目指し、平成22(2010)年9月に準天頂衛星の初号機「みちびき」が打ち上げられ、今後、平成30(2018)年に4機体制の運用開始(予定)、将来的には7機体制への拡充を目指しているほか、屋外・屋内を問わずシームレスに位置情報を発信・取得するための取組が進む等、今後も大きな進展が見込まれています。

また、平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定にあたり、G空間情報を活用した様々なサービスの登場が期待されています。

このような状況の中、「G空間EXPO」は、地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日閣議決定)に基づき、産学官の連携によりこれまで4回にわたって開催されています。

5回目となるG空間EXPO2015が、平成27年11月26日・27日・28日の3日間開催されました。最新の測量機器をはじめ、3Dモデルデータ、宇宙開

発の最新技術、今社会問題として取り上げられている空き家情報管理の紹介、子ども達が学べる体験イベントもあり、来場者数は18,800人に上りました。G空間情報に関する身近なサービス・製品や最先端の技術に対する関心の高さが窺えます。

日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)では、G空間社会に対応した土地家屋調査士の歩む道を一考すべく、27日にシンポジウムを開催しました。

公開シンポジウム

ーG空間社会に馴染んだ

新たな不動産表示登記制度を考えるー

【日時】

平成27年11月27日(金) 10:30～16:00

【会場】

日本科学未来館(お台場) 7階イノベーションホール

【参加者】

135名

【概要】

安倍内閣が立ち上げた新宇宙基本計画は、地理空間情報高度利用社会(G空間社会)の実現により、より住みよい社会の実現や既存産業の高度化・効率化を目指しています。

本シンポジウムは、そのようなG空間社会を実現するために不可欠な不動産表示登記制度及び基準点情報管理の問題を取り上げて議論するとともに、これからの登記情報や基準点情報の一元化に向けた新た



な制度構築を考えることを目的として開催しました。

研究報告(報告順)

報告1 「不動産登記表示における準天頂衛星の活用に向けて」

報告者 細井幹広氏

(アイサンテクノロジー株式会社 研究開発知財本部部長)

- ・衛星測位による単点測位はTS測位と比較しバラツキがあるため、直接境界点を測位するには適さないが、容易に世界測地座標系の座標値を得ることができ、地積測量図の世界測地座標化に有効である。(ただし、測位には地殻変動補正が必要)
- ・実証実験の結果、準天頂衛星のセンチメートル級測位補強信号を利用することで、世界測地系に取り付けるのに必要な精度を得ることができた。
- ・衛星測位を利用することで標高も含めた座標値を得ることができる。登記情報は最も鮮度が高い空間情報のひとつであり、登記情報と標高の情報があれば、空間情報の鮮度維持に活用できると考えられており、防災・減災、あるいは自動車の自動走行に活用されるデータとしても注目されている。



報告2 「街区基準点を活用した地理空間情報の整備と維持管理について」

報告者 一氏昭吉氏

(一般社団法人大阪府測量設計業協会)

GIS官民協議会 GIS支援グループ)



ーG空間時代に相応しい空間基盤データの

効率的な整備・更新を追求するー

- 1 街区基準点の維持管理について
- 2 街区基準点を活用した地理空間情報の整備
- 3 基盤地図情報と連携した空間基盤データ継続的更新・維持管理
- 4 各種測量成果を国土の位置の基準「基盤地図情報」に集約を
- 5 G空間プラットフォームへの活用

基盤地図情報は、国土の位置の基準であり、公共基準点や街区基準点を活用し、既存空間データや各種測量成果を一元的に集約・整備・更新することで、基盤地図情報は高精度の地物を表した空間基盤データとなる。基準点や空間基盤データの効率的な管理と更新へ、測量法・不動産登記法等の法制度等を有効的に活用した新たな活用の枠組構築が求められている。基準点が亡失する原因は、ほとんどの場合公共工事が原因であるので、自治体と基盤地図情報の整備・利活用・相互更新を行うことができれば、基準点管理は容易となる。(基盤地図情報のスパイラルアップ構想)

共通の基準点により作成された各種測量成果を基盤地図情報へ集約することで、誰もが利用できる国土の位置の基準となり、これからのG空間プラットフォームの基盤となる。

報告3 「岐阜県内地理空間情報の一元管理の可能性とその課題」

報告者 杉山清幸氏

(公益財団法人岐阜県建設研究センター)

岐阜県ふるさと地理情報センター 副センター長)



- 1 岐阜県における「県域統合型GIS」の取組み
- 2 地理空間情報一元管理の可能性

岐阜県及び県内全市町村(42市町村)が共同利用するWebGISを平成18年4月から運用を開始しており、県と全市町村が横断的に利用できる環境を整えている。住民への情報提供ツールとしても利用しており、今後WMS(Web Map Service)やAPIを用いた連携で、アプリケーションを通じた住民への柔軟な情報提供ツールを目指している。

現状では、それぞれの機関が、それぞれのデータ構造(個別GIS)で管理を行っている自治体が存在する。データ構造を統一し一元管理を行えば、既存情報の効果的活用が可能となるだろう。

今後、岐阜県土地家屋調査士会が設立した岐阜県地籍情報研究会と協同で情報流通の検討をしている。データをKMZファイルで集約し、公共成果に基づく民間版公図の公開、ユーザー(銀行・不動産・建築業・デベロッパー等)を対象としたデータ提供を考えている。

報告4 「オープンな基準点維持管理」

報告者 高島和宏

(土地家屋調査士 連合会研究所研究員)



土地家屋調査士業務において、公共工事等により基準点の位置が明らかに移動していたり、近くに基準点と思われる標識が存在するが、誰が設置したのか、成果も不明ということが日常的にあると思う。

基準点の物理的管理や成果管理を行うためのアプローチとして、誰もが基準点の現地情報を記録として残すことができる『点ログ』を提案する。各人が業務の際に利用した基準点の現地画像を『点ログ』にアップし、情報を共有・蓄積していけば、測量法第一条に謳われている「重複の排除」へのきっかけとなる。また、基準点管理体系の階層をフリーにすることで、三角点や公共基準点、登記基準点そして境界杭

に及ぶログを集約・蓄積し管理の一元化にも繋がる。

基準点については、測量法、不動産登記法の間での壁があり課題も多いが、現状を打開するための一助となることを期待したい。

基調講演

「スマートでコンパクトな基準点体系に向けて」

講演者

永田勝裕氏

(国土交通省国土地理院測地部計画課技術専門員)



国土地理院は、測量や位置情報サービス等において位置情報を必要とする幅広い利用者に役立つスマートでコンパクトな基準体系への移行について検討し、今後10年間で取り組むべき施策と将来における新たな測地技術の導入について提案している。

基準点体系分科会(V)報告

- 1 背景と目的
- 2 基準点体系を取り巻く環境の変化
- 3 基準点利活用の現状と今後
- 4 SSP(スマート・サーベイ・プロジェクト)方式の導入によって変わる基準点体系
- 5 新たな測地技術の導入と課題

(1)衛星測位、SSP、セミ・ダイナミック補正を踏まえて

- ・今後、公共基準点は、利用者が必要な時に必要な場所へ、電子基準点から直接設置する形態へと移行する。
- ・従来の一等から四等までの三角点は、基準点に対する近傍既知点としての役割が終わる。
- ・少数の三角点を除き、今後10年程度で測量

の基準としての用途を廃止する。

(2) GNSS水準測量を推進し、より経済的で利便性の高い標高値の取得を図る。

- ・基本測量の基準点網は、直接水準測量による水準路線と、GNSS水準測量により設けた点群とで構成する。
- ・全国の標高体系及びジオイド・モデルを維持するための必要最小限の路線のみに限定する。

(3) 公共測量では、衛星測位を用いる SSP 方式の導入

- ・衛星測位を活用して電子基準点から直接設置できる、公共基準点の範囲の拡大。
- ・「標高の測量への活用」を推進する。

パネルディスカッション

「登記・基準点情報の一元管理による新たな地図作り」

パネリスト

川口保氏(公益社団法人日本測量協会測量技術センター参事役兼管理部長)、松岡繁氏(一般財団法人衛星測位利用推進センター第1事業部副事業部長)、杉山清幸氏、一氏昭吉氏、高島和宏

コーディネーター

海野敦郎(連合会副会長)



【趣旨】

高度情報化社会の基盤情報整備の推進を活性化させるために地理空間情報活用推進基本法(NSDI法)及び宇宙基本法を施行し、活用推進のためには測量法が過去から謳い続けている重複測量の無駄をなくす理念を全うしなければならない。つまり、地理空間

情報の基盤となる地図整備の方法を大きく変えなければならぬ対応に迫られる時を迎えた。

今後、土地家屋調査士も NSDI 法の理念に則り、電子基準点を基盤とした基準点及び筆界情報を標準化・共有化して一元管理し、不動産登記法第14条第1項地図や建物所在図等を作成していくことになるのではないかと。

そこで、一元管理するための問題点や地図整備の将来像について議論し、これからの地図作りの在り方を考える。

【議論】

- 1 基準点制度及び地理空間情報の共有化に向けた将来像(理想社会)
- 2 理想社会に向けた問題点とその解決に向けた課題
- 3 「理想的な基準点・筆界管理の問題解決に向けた法整備」について
- 4 「今後の基準点・筆界点管理に向けた運営方針」について
- 5 まとめ

『日本という地殻変動の激しい特異な国では、特に重要かつ必要なことである。しかし、実現化に向けての課題が存在することも事実である。課題解決に向けて産学官が一体となって、将来をしっかりと見据えた検討を至急進めなければならない、一堂に会する勉強会を開催し、共通意識を持たないといけない。と同時に、技術者育成や一元化システムに向けた検討を行わなければならない。連合会では、法務省、国土交通省、地方自治体、民間企業も今後交えて勉強会を開催できるよう努めていきたい。』と結び、本シンポジウムは閉会した。

広報部理事 山口賢一(長崎会)

沖縄県土地家屋調査士会創立50周年 記念講演・式典・祝賀会開催

日時：平成27年11月20日(金)午後3時
場所：沖縄都ホテル

沖縄会 広報部長 糸数 厚

土地家屋調査士会設立の沿革

沖縄県において、土地家屋調査士制度が制定されたのは、本土に遅れること14年目の1964年(昭和39年)7月11日米軍統治下に置かれた当時の琉球政府立法第33号による土地建物調査士法が制定されてからである。

昭和40年1月10日同法施行に伴う第1回土地建物調査士試験が実施され135名が合格、同年2月10日、調査士会設立世話人会が発足し、法務局指導の下、会則及び報酬料金の審議がなされ、同年3月31日には登録者70名による琉球土地建物調査士会設立総会を開催し、会則等が承認され、4月9日琉球政府から認可された。

同年6月22日に、本土と業務の一体化を図るため、全国土地家屋調査士会連合会(昭和42年に「全国」を「日本」に改称)に賛助会として入会したのが始まりとなり、昭和47年5月15日の復帰を迎え、名称を沖縄県土地家屋調査士会に再度改称し、正式加盟した。



増永俊朗 那覇地方法務局長

記念講演

当会の久高兼一会長から講演者の略歴等の紹介があり、「表示登記をめぐる情勢(過去10年間の総括)」と題し、講演者の増永俊朗那覇地方法務局長から下

記項目についての経緯から現状、これからの計画・展望について講演いただきました。

- 1 14条地図作成作業について
- 2 筆界特定制度の創設について
- 3 表示登記の電子化について
- 4 オンライン登記申請について
- 5 証明書等交付事務(乙号事務)包括民間委託について
- 6 法務局の新たな定員削減について
- 7 不動産に関する課題

沖縄会においては10年ごとに周年式典を開催している経緯もあり、講演においては直近の一昔を総括していただき、表題登記の変遷と登記行政のこれからをも垣間見ることのできる貴重な記念講演になりました。

記念式典

講演後の休憩を挟み、来賓の皆様を迎えて式典を開催、久高兼一会長からの式辞、島袋裕二副会長からの50周年に至る経過報告に続いて、島袋精次会員と当会最高齢95歳の宮崎禎治会員へ御功績・御功労の表彰状が授与されました。

来賓では、増永俊朗那覇地方法務局長をはじめ、翁長雄志沖縄県知事(浦崎唯昭副知事代読)・城間幹子那覇市長・林千年連合会会長・針本久則九州ブロック協議会会長から祝辞を頂きました。

記念祝賀会

祝賀会からは隣接士業の来賓も加わり、当会会長挨拶につづき、那覇地方法務局不動産登記部門長尾秀樹首席登記官の乾杯の音頭により開会、来賓紹介の後は、食事を頂きながらの歓談と沖縄色の濃い余興が繰り広げられました。

幕開けには沖縄では結婚式披露宴などのお祝い事で定番の「かぎやで風」を花城康喜会員と三線仲間による琉球古典音楽の合奏に始まり、引き続き、前出



艶やかな目出度節の演舞

の演奏者を地方に八重山支部遠藤正夫支部長の御令嬢による華麗な琉球舞踊「目出度節」^{めでたいふし}、宜野湾支部からは地元の地域活動で琉球舞踊をされている桃原達治^{めぶいくどうち}会員の「上り口説」、那覇支部からは愛らしい元気いっぱいの子供エイサー、南部支部のイリュージョンマジックでは手始めに支部会員10名による宴会芸のマジックに始まり、プロ級腕前の前原信一会員が登場すると、煩いヤジをも驚かす、鳩が飛び出す手品に(ビックリ・ポン!)大きな拍手が湧き起こりました。



飛び入り参加も加わったクイチャー

の艶やかな手踊りも交えて、沖縄では、全島エイサー大会や、1万人のエイサー踊り隊など、お祭り要素たっぷりの沖縄文化の象徴の踊りで、本場の中部の支部会員と地元の青年会が加わり、迫力満点の舞が披露され、その流れから、参加者全員でカチャーシーを踊り、皆で喜びを分かち合うことができました。



円熟の技を披露した前原信一会員のマジック

北部支部からは、公嘱協会北部支所の上原事務局長が加わる今泊棒術保存会による今帰仁村に伝わる勇壮な伝統芸能の棒術を披露しました。

宮古支部からは宮古島に古くから伝わる雨乞い踊りの「クイチャー」を披露、参加する支部会員は3名でしたが即席メンバーが加わり舞台上には衣裳をきた会員が7人、踊りが始まると次第に人数が増えて倍ほどの人数が参加していただいて会場を盛り上げていただきました。誰でも踊れるようですので、宮古島に観光する際には是非とも「クイチャー」の言葉で踊りに参加するイメージ作っていただけたら楽しい旅になることと思われます。

最後の余興は中部支部によるエイサー、最近では日本各地でも披露されるようになったエイサーは、沖縄の盆踊りになりますが、大太鼓に締め太鼓と女性



最後は参加者全員でカチャーシー

余興も出尽くして、沖縄県土地家屋調査士会の発展と御参加者皆様の御健勝と御多幸を祈念して、創立40周年記念祝賀会以来10年ぶりの当会の宮崎禎治相談役の音頭で「万歳三唱」。

終始にわたり余興に野次の花を添えた島袋裕二副会長の閉会の辞により無事に祝賀会を終えることができました。

また、余興の「クイチャー」、締めの「カチャーシー」では率先して踊りに御参加いただいた地元の隣接土業会の皆様や林千年連合会会長、針本久則九州ブロック協議会会長をはじめ九州各県会会長の皆様には更に祝いを盛り上げていただいたことに感謝の念とお礼を申し上げたいと思います。

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

関東・東北豪雨災害における常総市への対応について

茨城土地家屋調査士会 総務部長 黒澤 誠一

茨城会は、平成23年の東日本大震災を経験していますが、当時私は一般会員であったため、今回の関東・東北豪雨災害は本会役員として初めて経験した災害でありました。災害への対応についての報告は、会としての報告はもちろんでありますが、私の本会役員の立場からの報告の方が多くなるかもしれません。反省すべき点は数多くありますが、その部分を含めて今後の災害対応の役に立てば幸いです。

○関東・東北豪雨水害(常総市)について

※国土地理院発表

(1) 推定浸水範囲(9月12日15:30時点)

面積約40平方キロメートル、東西約4キロメートル、南北約18キロメートル

(2) 茨城県内の河川の状況(9月14日11:00茨城県発表)

	国管理 河川	県管理 河川	市・町管理 河川
被害河川 ()内は箇所数	鬼怒川 決壊(1) 越水(8) 漏水(3) 法崩れ(2) 洗掘(1) 法すべり(1)	17河川 決壊(6) 越水(31) 漏水(4) 法崩れ(8)	1河川 越水(1)

(3) 常総市人的被害(茨城県発表)

死亡2名、重症2名、軽傷28名。常総市内の救助要請者数 944名

(4) 常総市住家被害(常総市発表)

全壊53棟、大規模半壊1,463棟、半壊3,526棟、床上浸水171棟、床下浸水3,056棟

(5) 茨城会会員の被害

下妻支部8名の会員が、床上浸水被害

○災害の発生

平成27年9月10日(木)朝起床しテレビを付けると、栃木県で50年に1度の大雨のニュースが流れており、大雨特別警報が発令されていることを知った。ほどなくして茨城県内にも大雨特別警報が発令された。

茨城会の理事から私のもとへ一本の電話が入る。内容は茨城会会員からSNSに鬼怒川が越水している旨の投稿があったというものである。

茨城県内の河川は、栃木県内の河川を上流とするものが多く、過去にも台風等による大雨の影響で氾濫を起こしている河川が少なくない。すぐ栃木県の大雨区域を調べ、影響のある河川の判別を試みた。結果は、ほとんどの一級河川に影響が出そうであった。

各支部長に直接連絡を入れた。時刻は午前8時30分前だったと記憶している。朝ということが幸いし、各支部長と連絡が通じ状況を確認することができた。返答としては、一様に今のところ特別な影響は出ていないというものであったが、今後の注意を喚起するとともに、会員の安否確認を予定している旨を伝え状況確認を終えた。

同日の午後2時頃に鬼怒川堤防決壊の報を知る。堤防決壊場所は常総市石毛地区。該当する支部は下妻支部であった。

○初動対応(安否確認)

平成27年9月10日(木)午後、鬼怒川堤防決壊の報を知った直後、会長と連絡を取り安否確認実施の了承を得て、下妻支部だけでなく全8支部の支部長に対し安否確認の実施を命じた。

その後、会員名簿を頼りに鬼怒川の堤防決壊箇所がある常総市の会員へ直接連絡を入れた。該当会員は11名。その内3名の会員は、既に電話が不通の状態。その他3名の会員について、電話は通じるも応答なし。残りの会員については幸い安否確認が取れた。

同日の夜、浸水区域が広がっている旨の報道を受け、再度、常総市の会員へ連絡を入れるが、今度は電話が不通となる会員の数が増え、また電話は通じても応答のある会員はいなかった。

平成27年9月11日(金)午前、安否確認が取れていなかった会員へ再度連絡を試みた。内1名の会員と連絡が取れた。取りあえず身の安全を確認できたことに安堵しつつ、他の安否不明会員の情報を得ることができた。携帯電話番号がわかってから安否確認が格段に早くなった。その後、次々と会員の安否確認が直接取れるとともに、直接連絡は取れなかったが、連絡が取れた会員からの情報で、身の安全を確認できた会員もあった。しかし、最後まで1名の会員の安否確認が取れなかった。

平成27年9月12日(土)依然として残り1名の会員の安否確認ができていなかった。報道では行方不明者が15名とされ氏名等は公表されていなかった。会員の所在は堤防決壊箇所近くに近く不安が募る。

常総市北部、決壊付近の水が引き始めたことを確認できたため、会長と相談し翌日現地へ赴くこととした。

平成27年9月13日(日)常総市内では、浸水した家具等を家屋外へ持ち出し、家屋内を洗浄・清掃する人々の光景が数多く見られた。あるコンビニエンスストアでは、もう商品を並べれば再開できそうな状態になっていることに驚かされた。

目指す会員の自宅・事務所は常総市の北部にあり、堤防決壊箇所の南側に位置していた。まだ常総市の南部は浸水していたため、常総市北部から現地入りした。

浸水により車両通行止めとなっている道路が多かったが、なんとか堤防決壊箇所まで500 mぐらいの場所まで車で辿り着いた。堤防決壊箇所の北側に位置する。車から降りると、まず例えようのない臭いが鼻を突く。道路上には汚泥が1 cm ぐらい堆積していた。

車両通行止めの看板の横を通り過ぎ、徒歩で南下していく。自衛隊の姿は見えないが、消防の制服を着た人の姿が数多く見られた。また一般人の往来も結構多かったが、被災者でないことは身に着けている服装等でなんとなくわかった。

沿道のブロック塀等には浸水した痕がはっきりしており、1 m 以上浸水したと思われる。建物は浸水により被害を受けているが原型を留めていた。

堤防決壊箇所に到着すると様子が一変する。まず深く抉られ寸断された道路が目に入る。次にテレビ

で何度も見た白い家。汚泥まみれの車。なぎ倒された電柱。その他瓦礫以外何も無かった。

これより南下することが不可能であったため、東側の水田であったであろう場所から迂回することにした。まだ大きな水たまりのように浸水している部分が残っていたため、場所を選びながらの徒歩になった。あちらこちらと通り道を選んでいくうちに思ったより遠回りとなってしまったが、なんとか寸断された道路の反対側まで辿り着いた。

しばらく歩いていくと、また浸水したものの原型を留めた建物が現れ、堤防決壊箇所に辿り着く前と同じ光景になった。違う点は、一般人が少なく、見かける人々は一見して被災者であると判断がついた。

迂回し寸断された道路の反対側に出てから1 km ぐらい歩いたのだろうか、携帯端末で位置を確認すると、目指す会員の自宅・事務所は、20 m ぐらい先を右折し少し入ったところだった。

鼓動が早くなるのを感じつつ道路を右に曲がると、目線の先に鬼怒川の堤防が見え、さらに視線を右に移すと目的の会員の自宅・事務所が見えた。外観上浸水の被害は見えなかったので少し安堵しつつ自宅の呼び鈴を押した。一度二度と押してみたが中からの応答はなかった。しばらくしてこの地域が停電していることを思い出し、呼びかけてみたがやはり留守であった。取りあえず玄関にメッセージを残し車まで戻ることにした。

敷地から道路に出ると、近所の方と思わしき人が居たため聞き込みをしたところ、訪問した会員が無事であることの情報が得られた。この場所だけ、



鬼怒川堤防決壊付近を撮影

少し土地が高くなっているため浸水被害が最小限に済んだとのことであった。ただし鬼怒川堤防決壊の当日は、堤防から越水していてもうダメだと思ったそうである。皮肉にも鬼怒川の上流で堤防が決壊したから助かったという言葉に対しては、返す言葉が見当たらなかった。

お礼を述べ、来た道を引き返し車まで戻ると携帯が鳴った。先ほど訪問した会員からであった。災害発生から4日間をかけ該当会員11名の安否確認が終了した。

平成27年9月15日(火)本会に災害対策本部を設置。構成員は、会長、副会長3名、そして常任理事5名である。

まず、被災会員への金銭的支援と復旧支援について話し合われた。金銭的支援については、本会規則に基づく災害見舞金の支給を決定し早急に支給することとした。同時に被災状況の報告書の提出を求めることとした。災害見舞金は微々たるものであったため、更なる支援の方法についても検討していくこととした。復旧支援については、青年土地家屋調査士会(以下、青調会という。)に協力を仰ぐこととした。

また、浸水被害にあった家屋が相当数あり、罹災証明発行にかかる被害認定調査の実施が予想されたため、その対応についても話し合った。茨城会は、県内の市町村と災害協定は結んでいなかったが、平成27年3月に茨城県とは災害時における住家被害認定調査に関する基本協定を結んでいた。茨城会としては被害認定調査への協力の意思がある旨を、茨城県との協定書の写しを添えて、鬼怒川流域の市や町へ通知することとした。

○青年土地家屋調査士の活動

災害発生直後から、数多くのボランティアが現地入りしていた。私が安否確認のため現地入りした時も、屋内に溜まった汚泥の排出を行っているボランティアの光景を見ることができた。東日本大震災に比べれば局地的な災害であったこと、さらには、水さえ引けば現地入りすることが比較的容易であったことも、ボランティアが早く活動できた要因の一つであったと感じている。

青調会では、災害発生直後から現地でのボランティア活動を予定し、青調会の会長がメンバーへ協力を呼びかけていた。

被災した会員の多くが水の引いた直後から復旧を行っていたが、まだ復旧しきれていない会員のもとへ、



青調会による復旧支援活動の様子

青調会の有志メンバーがボランティアに向かった。

浸水被害の復旧方法については、いろんな手段で情報は入っていたが、効率的・効果的に作業を進めるには、それなりの専門道具が必要であったため、専門道具を所持している知人の大工と塗装屋にも同行してもらった。床板の撤去では、大工の電動丸ノコが役に立ち、消毒液の散布では、塗装屋の噴霧器が役に立った。また、床板の撤去では大工の知識が非常に役に立ち、闇雲に撤去するものでないことも学んだ。

今回の復旧活動で、臨機応変に対応できる青調会の存在の重要性を改めて感じた機会となった。

○罹災証明発行にかかる被害認定調査

茨城県からの事前問合せの後、平成27年10月8日(木)常総市から災害家屋の被害認定調査(第2次調査)への協力依頼が入った。本会としては、平成27年10月19日(月)から10月24日(土)までの6日間、1日10名延べ人数60名の派遣を決定した。

派遣する会員については、各支部に派遣人数を割り当て支部長に人選を任せた。本会では、被害認定調査マニュアルの作成に従事した。

茨城県との災害協定締結後、本会では被害認定調査に関する内規を年度内にまとめることを予定していたものの、正直なところ具体的な準備は全くと言っていいほどできていなかった。しかし幸いなことに、平成27年8月6日(木)静岡会での静岡市税制課主催の大規模災害時の被災家屋調査手法に係る研修会へ本会総務部で参加していたため、急ごしらえではあるが被害認定調査マニュアルを作成し、派遣会員へ配布するとともに、要望があったため常総市へも提供することができた。



被害認定調査の様子(浸水高を測定中)

平成27年10月19日(月)被害認定調査が開始された。調査班は8班に分かれ、その内の6班が集合住宅・非木造家屋等の調査を担当し、残りの2班が第1次調査後に再調査依頼があった家屋の調査を担当した。前者6班の構成員は、会員1名と市役所税務課職員1、2名。後者2班の構成員は、会員2名と市役所税務課職員2名であった。

調査での役割分担は、会員が、内閣府の災害に係る住家の被害認定基準運用指針内の損傷程度の例示を参考として損壊程度の判定を担当し、市役所税務課職員が調査票の入力を担当した。調査票の記入ではなく入力と表現した理由は、市役所税務課職員がタブレットPCに調査票のアプリケーションをインストールして使用していたためである。詳しくタブレットPC内を見ることは許されなかったが、項目に従い損壊程度を順次入力していけば、最終的に大規模半壊、半壊等の判定が表示されるものになっていたようである。

6日間にわたる被害認定調査で、約400棟の調査が終了した。初めての体験であったため、この数字の成果が良いのか悪いのか判断はできないが、常総市税務課職員からは身に余る感謝の言葉をいただいた。これも調査に協力いただいた会員の献身的な対応があったものと感じています。改めて協力いただいた会員の皆様に感謝いたします。

○全国からの支援

発災直後から、日調連をはじめ全国の多くの方から義援金・支援金をいただいております。ご支援い

ただいた単位会、または全国の土地家屋調査士の皆様にこの場を借りて御礼を申し上げます。

集まった義援金につきましては、被災した会員へ分配をいたしましたことも報告させていただきます。

○反省と課題

今回の関東・東北豪雨災害に対する会として、本会役員としての対応を報告してきました。個々の対応ごとに今思えばとすることが多々あります。総じていえば、やはり災害対応への準備が十分でなかったことが大きな反省点です。

個々の対応の中で、対応の正否について特に悩んだのが安否確認の方法でした。災害時にまずやるべきこととされているのは、自身の身の安全の確保といわれています。今回の安否確認では、災害発生時に私から直接被災会員へ連絡しました。もしこの連絡のため会員の避難を遅らせ、身の安全を確保できない事態に陥ったら大変なことでした。また大規模災害では、電力、通信等のインフラが大打撃を受けていて、思うような安否確認ができないことは前述のとおりです。災害がある程度落ち着いてから安否確認を行えばという意見もあります。すると安否確認は何のために行うのかという議論にも繋がってきます。また会としてできることと、できないことがあり、災害後の支援はある程度できるが、会員の人命救助まではおそらくできないでしょう。色々と考えた上で個人的な結論としては、安否確認については、会員が身の安全を確保してから、会員自身から報告をもらうことの方が良いのではないかと感じています。さらに報告時に会員の困窮していること、要望することも同時に報告をもらえれば、よりその後の会としての対応が効果的にできるのではないかと思います。これには当然平時から会員への周知と理解、そして会としての準備が必要で大変なことだと思いますが、検討していくべきものと考えています。

最後に、災害への対応を経験すると、次に大災害が起こったらと自然に考えるようになりました。茨城県内での大災害はもちろんですが、近い将来に発生するといわれている南海トラフ巨大地震、首都直下型地震が起こったら、茨城会としてはどうすれば良いのか。災害は、いつどこで起きるかわからないではなく、今日明日にもこの地で起きるという考えの下、近隣土地家屋調査士会との連携を含め、広域大災害への対応について改めて考え、その準備をしていく必要があるのではないかと感じています。

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 24

静岡会

『ああ、我が地元…伊豆is』

静岡県土地家屋調査士会 大仁支部 内田 尚宏

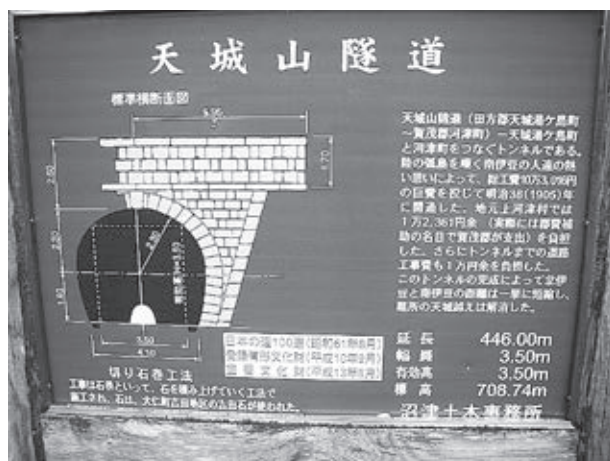
静岡県は東西に長く、法務局の商業登記申請を扱う支局も例外的に3か所あるほどの地理状況です。今般はそのうち私の地元伊豆を取り上げたいと思います。

地元の人間から見れば「昔からそこにある」もので特別目新しいものではない、という現象はよくある話です。旅先で「伊豆から来ました。」と言うと「じゃあ、口に合わないかな？新鮮でおいしいものを普段食べているから敵わないよ。」とよく言われます。確かに魚は旨いわ、野菜も新鮮！多少の物価高が玉に傷ってところですか。日々、富士山や地元の名山「城山」を見ていると、在るのが当たり前であって特別な思いはアウェイほどではなく自分の地域がどういう所か意外と知らないものです。

「伊豆の踊子」にも出てくる「旧天城トンネル(天城山隧道)」を訪れた時のことです。石造道路トンネルとしては日本に現存する最長のものとして国の重要文化財に指定されていますが、その案内板の「石は大仁町吉田地区の吉田石が使われた」には衝撃でした。まさに自分の住んでいる地区なのです。残念ながら家に帰って先輩方に聞いても誰もこのことを知りませんでした。これほどのものに明記されているにも関わらず、です。



旧天城トンネル 今でも現役。夜は怖いかも。



旧天城トンネル案内板 伊豆市側の入り口付近 トイレの前にある



城山 我が家から「城山」を望む。奥に富士山が望む。

現在の伊豆の国市が合併する前身である大仁町の時代に、全国で「水道料」が安い5自治体としてテレビで紹介されていました。ところが、地元では全く話題にもならないなんてこともありました。

最近、日本再発見的なテレビ番組が多い中で、チョット褒めすぎだなどと思う反面、私自身、地元を見つめ直す必要があるのではと痛感いたしました。

そんな私が、地元の自慢話をいたします。

今一番ホットな話題としては、「富士山」に続き「韮山の反射炉」が世界遺産の「明治日本の産業革命遺



反射炉 もっとも美しいとされる写真
(写真データー提供：伊豆の国市)



反射炉と富士山 「世界遺産が2つ」のポーズ
(写真データー提供：伊豆の国市)

産」の一構成資産として登録されたことです。東京から近いということもあり在京のテレビ局でも頻繁に取り上げられ、マニアックな話になりますが『下水のマンホールのふたに世界遺産が二つも描かれている(富士山と反射炉)』と紹介されました。おかげさまで反射炉への観光客は1日100人にも満たなかったのが、多い日で観光バス100台以上2,000人から3,000人と激増し、駐車場から車が溢れ出すほどになっています。今、役所も駐車施設などインフラ整備を進めていますし、地元でも関連イベントを

企画するなど、観光客の期待に応えようと頑張っているところです。この賑わいを一過性のものにしないようにと危機感も持って取り組んでいます。ちなみに、微力ではありますが私も商工会の観光・サービス部会の役員として活動しています。伊豆全体としても東京外環自動車道や新東名高速道路、東駿河湾環状道路等の整備も進み、伊豆半島ジオパークの世界加盟もあと一步ということや東京オリンピックの一部自転車競技会場候補地となるなど話題も多くなり、また、インバウンドも増え、観光・サービス部会の役員としてはうれしい限りです。

今回はご紹介できませんでしたが、伊豆には温泉や自然、史蹟のほか観光施設等がたくさんありますので、是非、日帰りではなく、ゆっくり滞在型のさまざまなサービスを楽しめる休暇をお勧めいたします。

大分会 『「むつみ」と「なごみ」』

大分県土地家屋調査士会 広報部次長 安部 信二

随分前の話になりますが、中学校でバレーボール部に入っていました。市の大会で優勝し、県大会にも行きました。

ポジションはセッターで、野球でいえばキャッチャー、バスケットボールでいえばポイントガード、いわゆるゲームメイクをする司令塔でした。

当時、中学校ではめずらしく、二枚セッターで、Aクイック、Bクイック、一人時間差など多彩な攻撃パターンを使っていました。

それから、随分時間が経ち、縁あって15、6年前

頃、現在の居住地区の9人制ママさんバレーのクラブチームのコーチをするようになりました。

チーム名は「むつみ」。

チーム自体は今70代のおばあちゃん(失礼)が若かりし頃の結成と聞いています。

むつみチームのほとんどのママさんはバレー未経験者で、コーチになった時には、とにかく、ケガをさせないように気を使いました。

みんな明るくて良く飲み、一日中試合のときは、昼食時には、500 mlのスーパードライの空き缶の山



小学校区の地区対抗で優勝した時の様子



地区大会 開会式の様子

ができ、午後からの試合は負ける確率が高くなります。

多くのママさんバレーのチームは、練習に来る人数が限られていて、増員が難しく、サーブ、スパイク、レシーブの基礎練習がほとんどだと思います。

週に一回、毎週水曜日の夜8時から10時までの2時間、小学校の体育館で汗を流します。

夜の家事を済ませてからの練習になり、みんな色々な事情があり子供を連れてきたり、ご主人と一緒にストレス解消の要素もありました。

チームの前衛は、170 cm位の身長がありましたが、気持ちの優しいお母さんが多く、攻撃パターンはあまりありませんでした。

コーチになってすぐに、サーブの強化と、センター攻撃の重要性を教えていきました。

理想は、レシーブがセッターにきれいに返り、前衛、中衛の5人が一斉に攻撃態勢に入る、9人制版ハイブリッド6でしたが、そんなにはうまくいかず苦笑いの日々でした。

地区のお父さんにも呼びかけて協力してもらい家族で来て一緒に汗をかいったり、お母さんはチームに入っていないのに練習に来てくれたりするお父さんもいました。

ある時、お父さんもチームを結成してママさんチームの実戦的な、試合形式の練習が出来ないかと思ひ相談したら、みんな快く賛成してくれました。

パパチームも9人がそろうことは珍しく、人数不足でしたがユニフォームを作り、ママさんチームの相手をしながら、ストレス発散の時間にしました。チーム名は「なごみ」。

夫婦で毎週水曜日を楽しみに、準備から練習、片



小学校校区地区大会準優勝 左下は監督

付けまで汗をかき、時には中学生、高校生まで来てくれて、ママさんチームの練習試合の相手をしてくれました。

新人の補充がなかなかうまくいかず、平均年齢が次第に高くなり、体力的に厳しく、小学校区の地区大会でも優勝から遠く時期が続きました。

何とか勝たせてあげたいと思っていましたが、平成27年、惜しまれながら「むつみ」、「なごみ」共に解散する運びとなりました。

解散会の時も、いつものようにママさんたちはビール、焼酎、チューハイ、ワイン等々、アルコールを水のように飲み、それでも、顔色一つ変えず平気な顔をして、いつものように、パパチームが先に行けずが回らなくなり、遠い記憶の中でママさんたちの「コーチ、一人で飲んだ様な顔をして」と酒のつまみの餌食になってしまいます。

本当に和気あいあいとした良いチームでした。

いつの日か、再結成ができないかと心待ちにして

いる自分もありますが、バレーをやめてから脂肪がなかなか燃焼せずに身体は重たくなる一方の今日この頃で、その時が来るのが嬉しくもあり、怖くもあり、かなり複雑な心境です。

最後に、元全日本女子のセッター、竹下佳江選手について書いて筆をおきます。

身長159 cm、世界最小、最強セッターで、愛称は「てん」です。

本人はその名前の由来を口にしません、トスの

速さ、正確さは天下一品で天性のバレーセンスを持ち、神の様な存在で天にも届く、とのことで愛称が「てん」になったといわれています。

通常は、アタッカーがセッターにトスの高さ、位置を要求することが多いのですが、竹下選手の場合は逆で、個々のアタッカーの能力を最大限に発揮できるトスを微妙に調整して、アタッカーの心の中を読み切って自在に操り、チームのアタッカーのモチベーションを上げるゲームメイクの要の選手でした。



少し(だいぶ)お腹が目立ってきました



告知板



土地家屋調査士新人研修修了者

平成27年度土地家屋調査士新人研修(中国ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

中国ブロック協議会(17名)

広島会(5名)

隠村 勉	中原 諒
石井 秀樹	山根 彰
米中 庸裕	

山口会(2名)

越智 隆次	木下 修治
-------	-------

岡山会(3名)

木村 信彦	吹野 恵里奈
日野 隆志	

鳥取会(2名)

恩部 正稔	永美 祐輔
-------	-------

島根会(5名)

青木 利仁	竹下 敏次
細貝 秀誉	富永 満
伊藤 祐士	

(順不同・敬称略)
計17名

「空家等対策の推進に関する特別措置法」研修会

日時：平成27年11月20日（金） 14：00～16：30

会場：ウィンクあいち（名古屋市中村区）5階 小ホール

主催：愛知県土地家屋調査士会

愛知県司法書士会

公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会

平成27年5月26日「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、各自治体においては、同対策の推進に着手されているものと思われる。主催者である四会（愛知県内地方自治体の担当職員を対象に、同対策の円滑な推進に資するため、所管庁である国土交通省の担当官を講師に招き、同法の解説、並びに、土地家屋調査士及び司法書士からの同対策に係る提言等を内容とする標記研修会を企画した。31市町村地方自治体職員45名、土地家屋調査士会員54名、司法書士会員30名、出席者総勢129名をもって研修会が開催された。

はじめに、愛知県土地家屋調査士会の茶谷和裕会長、愛知県司法書士会の和田博恭会長から、土地家屋調査士と司法書士は、不動産登記制度を支える専門家として、また地域に根ざした専門家として、空き家問題にしっかり対応していかなければならない

と考えている。本研修会が、今後の市町村地方自治体事業の参考となり、さらには専門家と自治体が強固な連携体制を築く一歩となることを祈念するとの挨拶があった。

解説

「空家等対策の推進に関する特別措置法について」

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

住環境整備室 宅地企画係長 中本 充 氏

○空き家の現状

2013年総務省の住宅・土地統計調査によると820万戸の空き家があるが、そのすべてが問題ということではない。空き家は、〔二次的住宅〕〔賃貸用又は売却用の住宅〕〔その他の住宅〕に分類され、問題となるのは、目的がわからず空き家になっている〔その他の住宅〕318万戸であり、2008年の調査時より



約50万戸も増加している。そのうちのほとんどが木造1戸建てである。都道府県別の空き家率では、別荘などのある山梨県、長野県などで高い。愛知県は全国的にみると空き家率は低く、産業が活発な地域であることが要因と思われる。長期不在・取壊し予定などの空き家である[その他の住宅]の占める割合は、鹿児島県、高知県などが高く、特に、九州、四国といった西日本に多いのが特徴である。

- ・県内の市町村ごとの空き家率の資料を提示し、空き家と一口に言っても実態は引き続き住宅として使用できるものから廃屋に近いものまで、また、戸建てや共同住宅など多様なバリエーションがある。問題化する物件は住宅だけでなく、店舗や事務所、倉庫の場合も少なくない。雑草や木など、敷地においても周りに迷惑をかけているケースなど、その多様な事例を写真で示された。
- ・空家等対策は地域の生活環境、安心安全な人々の暮らし、地域経済・産業の活性化等に係る地域のまちづくりの視点から、市町村は、空家等に係る計画の作成、対策の実施などを行う(第4条)。なお、空家等の適切な管理は、基本的には所有者が行うもの(第3条)。除却できるものは除却、利用できるものは利用へと計画をし、その計画の実現のため、民間や地域との連携により協議会を組織(第7条)。危険な空家等への対応として、助言・指導、勧告、命令、代執行(第14条)。助成制度等として、財政上・税制上の措置(第15条)。
- ・協議会を組織するにあたっては、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる(第7条第1項)。協議会の構成員や協議する事項なども例をあげて説明された。
- ・空き家適正管理等に関する相談体制整備の取組としては、広域拠点型の総合相談窓口の設置や、その他市町村単位で窓口を設置する等、多様な方法が考えられるとした。
- ・NPO法人 空き家コンシェルジュ(奈良県)の取組・実績等の紹介もされた。

○空家等対策の推進に関する特別措置法

同法施行にあたっては、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活

環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(第1条)となった背景がある。

同法により大きく変わったことは、問題ある空家等に対して、行政が指導・勧告・命令・代執行ができるようになったことと、空家等の所有者等調査に、今まで使えなかった固定資産税納税者の情報が使えるようになったことである。

・空家等の定義のポイント(第2条第1項)

- ①建築物は、建築基準法にある建築物、住宅に限るものではない。
- ②建築物に付属する工作物も含まれる。
- ③居住その他の使用がなされていないことが常態である。使っていないということが判断の分かれ目、管理行為は使用とはいえない。常態とは目安として概ね一年を言う。
- ④建築物の敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)、建物だけではない。

ただし、除外規定あり

・特定空家等の定義のポイント(第2条第2項)

- ①保安上危険
- ②衛生上有害
- ③景観を損なう
- ④その他

同法施策として、国による基本指針の策定、市町村による計画の策定が定められている(第5条・第6条・第7条・第8条)。

国が策定した基本指針は3つの柱からなる。

- ①空家等に関する施策の実施に関する基本的事項
- ②空家等対策計画に関する事項(計画に定める事項として9項目)
- ③その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び、「特定空家等に対する措置」に係る手続について、定義ポイントであげた4つの例示ごとに目安、参考となる考え方を具体的に示された。また、これによらない場合も適切に判断していく必要があるとガイドラインの概要を説明された。

最後に、地方公共団体を支援する社会資本整備総合交付金の基幹事業に触れ、空き家再生等推進事業として、除却事業タイプ、活用事業タイプ、それぞれの事例の紹介があり、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の創設、高齢者等の住み替え支援事業の補助金制度の紹介をされ、特別措置法等の法律制度だけではなく、いろいろな補助制度等も含めて幅広く空家等対策を進めていくよう考えていると話され、今後ともご協力をお願いしたいと結ばれた。

基調講演

「私たちにできること、すべきこと」

日本土地家屋調査士会連合会 顧問 西本 孔昭

日常業務の中で、空き家にもしばしば出くわすようになり、持ち主が特定できない立会い困難な土地など、ずいぶんと苦労している。土地や建物の在り方が、世の中に害をなすことなく公共の秩序を保ち、地域の安全、活性化を実現したい。行動する力をお持ちの皆様方とともに、我々もお役に立ちたく、生きた情報をもとに少し話をさせていただくとして、ご自身の幼少期から小中学校時代の体験談も交えながら、時とともに変わっていく土地制度・建物の有り様について語られた。

実際に身近で起きている空き家であることから発生する問題を例に挙げ、また、条例を制定し取り組んでも、すぐに効果が見えない現実から、だからこそ官民手を携えて次なる手を考えなければならないし、行動しなければならないと提案された。我々専門家は専門家でないといけないことの他に、地域の住民でもあり、地域から望まれて相談にのる大切な役目を大事にして、話し合い、動いてみましょうと投げかけられた。

土地家屋調査士による提言

公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事 土井 達郎

土地家屋調査士の業務について、不動産の表示に関する登記の専門家であり、土地の筆界(境界)に関する専門家であること、司法書士との業務範囲の違いと連携についての説明を通し、自治体の方々にご

理解いただいた。

空家等対策は、各市町村によってその方向性が多岐にわたると考えられることから、空き家対策の方向性の検討段階から、問題点の予測・解決方法・リスク回避方法など、空家等対策法を前進させ、住みやすいまちづくりのために、土地家屋調査士がお手伝いできることをアピールされた。あわせて特定空家等に対しては、特に注意を要する点などを説明された。

司法書士による提言

愛知県司法書士会 副会長 奥村 倫子

司法書士の業務は、不動産登記業務・商業法人登記業務・裁判関係業務・財産管理等業務・供託手続・帰化申請・筆界特定等の手続があり、空き家問題における司法書士業務の関わりとしては、相続登記など不動産登記の専門家であり、成年後見制度、相続財産管理人・不在者財産管理人制度の手続、また、就任して業務を行えるなど説明された。

司法書士の専門性を活かしながら、市町村と司法書士が連携することで、空き家化の予防や空家等の適正な管理の推進が図ることができると提案された。

取材者感想

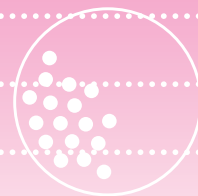
この度の研修会では、市町村の担当職員におかれては、土地家屋調査士と司法書士の業務紹介と本法の丁寧な解説により、空き家問題の理解が更に深められ、空家等対策の計画に取り組む協議会を組織するための協議の段階から、土地家屋調査士、司法書士と連携を取ることが、たいへん有用なことであると理解していただけたのではないかと思います。

また、会員には、資格者としての専門性はもちろんのこと、土地家屋調査士は、建設・建築業界、宅建業界等と、司法書士は、裁判所、金融業界、宅建業界等の方々と連携を持ち、地域に密着し、いろいろな形で地域の相談を受け、広いネットワークを持って業務をしていることが、市町村が取組む空家等対策を円滑に事業展開するにあたって、自分たちにもできること、すべきことがあることを聞かされた研修会であったと感じました。

広報部次長 上杉和子(三重会)



静岡県土地家屋調査士会 球技大会



静岡県土地家屋調査士会 広報部 富田 正樹

秋晴れの爽やかな10月24日、毎年恒例の静岡県土地家屋調査士会球技大会が、静岡市葵区安倍川総合グラウンド広場で開催されました。静岡会は会員数609名おりますが、312名の参加があり、定時総会に次ぐ参加者数となりました。球技種目は、ソフトボール、グラウンドゴルフそしてサッカーPK戦の3種で、参加支部はそれぞれ好きな種目にエントリーをします。

この大会は歴史が古く、昭和41年9月10日の開催から今年で50周年を迎え、今回は節目の大会となりました。私は入会して28年になります。入会した年から今まで、雨で中止の年もありましたが、ほぼ毎年開催されています。

県内の土地家屋調査士がスポーツを通じて顔を合わせるこの大会では、日中はスポーツに汗を流しフェアプレーの精神と仲間意識を育み、夜は反省会と称する慰労会でお互いのプレーを称えながら翌年の健闘を誓い、さらには土地家屋調査士の未来について腹を割って語り合います。

ソフトボールでは、普段の運動不足からかエラー、三振は当たり前。平凡なゴロがトンネルでホームランになることもあります。しかしすべてが笑いに変わっていきます。仲間の全力プレーの中から生まれる珍プレーに思わず心の底から吹き出してしまうのです。むしろそういった場面にこそ我々は一体感と喜びを感じています。

静岡会で50年も大会が続くのは、土地家屋調査士だからこそその連帯感や責任感、外でスポーツを楽しむ気質があるからではないでしょうか。勝ち負けは、二の次とはいうものの、皆さん真剣に競技を楽しみ、ホームラン、エラー、三振、ホールインワン、ゴールに、一日中歓声が上がります。

私の所属する志太支部は、50周年の節目の年にソフトボール優勝、グラウンドゴルフ準優勝でした。祝賀会は大変盛り上がり、来年の連覇の夢を語り合いました。志太支部のまとまりをより強く感じた一日でした。来年も優勝して、美味しいお酒を飲みたいものです。



開会式



ソフトボール



PK戦

会長レポート

R E P O R T

12月16日
～1月15日

12月

21日

全調政連第4回幹部会

全調政連担当の岡田副会長とともに出席。情報交換を行い、全調政連からの要望事項をお聞きした。その後、現役土地家屋調査士でもある豊田俊郎参議院議員も合流され、様々な角度から意見交換をさせていただく。

東京法経学院 年末挨拶の対応

土地家屋調査士試験の受験予備校である、東京法経学院から立石社長が年末挨拶に来館される。岡田副会長とともに対応した。

22日

増子輝彦参議院議員「第11回勉強会」

平成28年度税制改正大綱(案)の概略説明と筑波大学藻類バイオマス・エネルギーシステム開発研究センターの渡邊信氏による、南相馬市の耕作断念地での実証実験の講演を拝聴した。

制度対策に関する諸問題についての検討

岡田副会長とともに、全調政連制度対策関連で横山全調政連会長、阿部全調政連副会長、椎名全調政連幹事長と意見交換。土地家屋調査士制度の向上策に対して確認と整理を行う。

土地家屋調査士試験委員候補者による打合せ会

土地家屋調査士試験委員候補者打合せ会に加賀谷副会長と出席し、挨拶させていただく。

23日

東京会小沢会長ご母堂様の告別式

午前10時から 東京会小沢会長の御母堂様葬儀に参列した。

25日

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課との打合せ(平成28年度予算関係)

国土交通省地籍整備課から課長が来館され、平成28年度の概算予算の説明を受ける。

清水・房村両顧問との意見交換会

岡田・加賀谷・菅原・海野各副会長、金子総務部長出席の下、法務省民事局長を経験された清水・房村両顧問と土地家屋調査士法及び関連法に関して現状の課題をお示しし、将来構想における教示を受ける。

1月

6日

日本弁護士連合会新年挨拶交換会

東京霞が関の弁護士会館にて開催された日本弁護士連合会の新年会に、岡田・海野両副会長、金子常任理事とともに出席。例年、日弁連の新年会を皮切りに会務初めを迎えることとなる。大勢の法曹関係の方々の参加で盛大な新年会であった。

6日、7日

第6回常任理事会

年明け早々ではあるが、常任理事会を招集し、平成27年度第2回全国会長会議対応始め、喫緊の課題の整理を行う。また、平成28年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について協議した。

7日

年始挨拶回り

各副会長、総務部長とともに新年の挨拶に法務省、国土交通省、日本弁護士連合会、東京法務局、全国国土調査協会、議員会館等に伺う。

日本測量協会 新年賀詞交歓会

私も理事を務める日本測量協会の新年会に菅原副会長、小野常任理事とともに出席。多くのご来賓始め参加された皆さんとご挨拶させていただく。

8日

日本更生保護協会 新年賀詞交歓会

日本更生保護協会の新年賀詞交歓会に出席。盛山法務副大臣の挨拶では、「人はみな生かされて生きてゆく」のコンセプトによる犯罪防止、立ち直り支援で「社会を明るくする運動」と連携して活動されている旨のお話を伺った。

13日

第2回全国会長会議の議事運営等に係る打合せ

平成27年度第2回全国会長会議対応に係る総務部を中心とした打合せに出席。

13日、14日

第2回全国会長会議

日調連と各土地家屋調査士会が直面する課題の共有を図るとともに昨年10月に開催した第1回全国会長会議以降の状況報告等を行い、各部には可能な限りの具体的な対応策等を回答するよう指示した上で、全国の土地家屋調査士会会長からの意

見、要望をお聞きした。また、平成28年度事業方針大綱の項目案をお示しし協力方をお願いしたところである。

18時からは全調政連、全公連と三団体合同の新年賀詞交歓会を企画したところ、法務大臣、法務副大臣始め多くの来賓出席をいただき、盛会裏に開催できたことは、感謝の思いである。

14日

筆界特定制度創設10周年記念講演会

日調連と法務省の共催による筆界特定制度創設10周年記念講演会を企画。講師は制度創設当時の民事局長であられた房村精一先生。先生には今期から日調連の顧問も引き受けていただいている。「筆界特定制度10年の歩みと未来への提言」と題し90分間の講演をお願いした。会場に入りきらないほどの参加者(約200名)があり、制度の担う重要性和必要性を再認識したところである。

日本司法書士会連合会 新年賀詞交歓会

18時から日司連の新年賀詞交歓会に加賀谷、海野両副会長、金子総務部長と出席。全調政連・横山会長も同行。法務省民事局長始め多くの皆さんと挨拶や情報交換し、本年の厚情をお願いさせていただいた。

12月

17日、18日

第5回財務部会

＜協議事項＞

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 懸案、留意事項等への対応について
- 5 各種委員会委員等への報償費の支出について
- 6 各種交付金及び各種繰出金等の執行について
- 7 資金運用及び銀行口座の取扱いについて
- 8 図書等頒布特別会計で取り扱う頒布品について
- 9 連合会ホームページ「会員の広場」について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)に関する検討について
- 11 平成28年度予算(案)の作成について
- 12 有限会社桐栄サービス取締役(常勤役員)の職について

第5回研修部会

＜協議事項＞

- 1 平成27年度研修部事業の具体的執行について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修体系及び研修の充実の検討
- 5 研修ライブラリの運用について
- 6 研修用教材の運用・更新について
- 7 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 8 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発について
- 9 連合会が行う研修について
- 10 連合会研修員設置規程の見直しについて
- 11 その他研修に関する規則の見直しについて
- 12 平成28年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の策定について

18日

第4回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 第11回土地家屋調査士特別研修の運営について
- 2 平成28年度特別研修特別会計収入支出予算(案)について
- 3 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 4 研修部事業と特別研修事業の分離について
- 5 第13回以降の土地家屋調査士特別研修について

21日

第2回事務所形態検討チーム会議

＜協議事項＞

- 1 多様な事務所形態の必要性について
- 2 法人についての会員の一層の理解
- 3 合同事務所、共同事務所
- 4 名義貸しの明確な定義
- 5 表札の明確な定義

1月

6日

第3回役員選任に関する検討特別委員会

＜協議事項＞

- 1 答申書(案)について

6日、7日

第6回常任理事会

＜協議事項＞

- 1 平成27年度第2回全国会長会議及び平成28年新年賀詞交歓会の運営等について
- 2 平成27年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 3 関東・東北豪雨による被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 土地家屋調査士懲戒処分事例集の作成について
- 5 各種委員会委員等への報償費の支出方針について
- 6 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)履歴の管理と公開方法について
- 7 平成28年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

第6回常任理事会業務監査

13日、14日

第2回全国会長会議

＜協議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則及び同役員選任規則の一部改正の方針について
- 2 所有者不明土地を隣接地とする場合に特化した筆界特定制度のその後について
- 3 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムに関するモニタリングについて
- 4 平成28年度における事業方針

15日

第3回事務所形態検討チーム会議

＜協議事項＞

- 1 事務所形態の適切な在り方に関する提言について

ち ょ う さ し 俳 壇

第369回



天文思考

水上陽三

それ以後の天文思考日向ぼこ
熱燭を欲る上弦の月の盃
桃園の朱を奪ひたる剪定枝
椿吸う鶉にもできるホバリング
早梅やゲートボールチーム解散に

当季雑詠

水上陽三選

愛知 清水 正明

熱燭やバッチとる人付ける人
走り根に力溜めある冬木かな
断層を摂理といへり冬の濤
万象を沈めてをりぬ冬の沼
この辺り如意といふ地や初詣

茨城 島田 操

八十路なほ新たな決意初日記
春待つや旅ゆく心育てつつ
家長の座子に譲りけりちゃんちゃんこ
伝来の畑守る気概鍬はじめ
息災を筆勢で知る賀状かな

長野 竹内 松葉

狐走る光のやうな尾を曳いて
指笛で犬呼び戻す枯野かな
冬薔薇の風に洗はれたる白さ
ドラム缶赤らむまでに大焚火
忘年やシリウス街の灯に紛れ

茨城 中原 ひそむ

度忘れを重ねる齡山眠る
妻何時も眠りは浅く氷雨来る
介護女となりたる妻の林檎むく
日々無為の生活に慣れて年惜しむ
倅と思ふ柚子湯を溢れしむ

今月の作品から

水上陽三

清水 正明

この辺り如意といふ地や初詣
如意とは、心のままになることである。
初詣にこれ程有り難い言葉があるであろうか。町名変更される前の大字の地名であつたらしいが、何らかの形で残しておきたい地名である。

島田 操

息災を筆勢で知る賀状かな

一読毛筆書の賀状であることが明白である。印刷の賀状が多くなった現在、毛筆でしたためる昔気質の賀状は有り難い。読む人にとつても筆勢で健康状態までわかるのである。我ながらかかる賀状を真似たいと思う。

竹内 松葉

忘年やシリウス街の灯に紛れ
シリウスは天狼星、恒星のうちで最も明るい大犬座の首星である。町中の会場で

われた忘年会も解散し外に出て仰ぎ見た星
空にシリウスを見つけた感慨である。なかな
な星を見ることができない土地に住んで
いる者にとつて、町中でも星が見えるとい
うことがうらやましい。

中原 ひそむ

倅と思ふ柚子湯を溢れしむ

一連の作品を読む限り、奥方の看護をし
ながらの生活のように思われるが、前向き
に生きている作者の気概に感銘を受ける。
人生はすべからくこう有りたいと思う。

【二】投句方法

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句(二口3〜5句程度)

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄
せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区

三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会

広報係

FAX…03-3292-0059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp

本年4月号から、投句期間が前々月の1日
から末日までの1か月間に変更となります。

これからも引き続きご投稿いただけます
ようお願いいたします。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 27 年 12 月 1 日付			
東京	7915	佐久間久恵	神奈川 3020 高井 潤
茨城	1442	横山 智行	大阪 3267 羽倉 義泰
大阪	3268	葉山 貴規	兵庫 2463 西澤 健一
兵庫	2464	小枝 佐世	愛知 2902 小島 三男
岐阜	1272	水野 史浩	熊本 1198 武田 拓也
釧路	346	毛利 安男	徳島 506 山岡 修
平成 27 年 12 月 10 日付			
埼玉	2602	吉田 有情	埼玉 2603 河原 広明
千葉	2163	大湯誠太郎	茨城 1443 杉山 幹雄
新潟	2204	上條 圭	新潟 2205 川口 康博
新潟	2206	片桐 務	宮崎 796 河野 良太
愛媛	851	伊藤 淳一	
平成 27 年 12 月 21 日付			
群馬	1042	荻原 大輔	群馬 1043 梶原 弘毅
富山	512	菊池 陽介	岡山 1383 笠原 太陽
福岡	2282	須藤 健	福岡 2283 安達 智之
大分	834	安藤 祐矢	秋田 1033 鎌田 玲子

登録取消し者は次のとおりです。

平成 27 年 9 月 17 日付	兵庫	1990	森田 寛三
平成 27 年 10 月 1 日付	山形	878	富樫 清
平成 27 年 10 月 31 日付	長野	1954	小林 靖夫
平成 27 年 11 月 3 日付	札幌	836	岡村 信明
平成 27 年 11 月 5 日付			
神奈川 2052	土屋 克美	山口 883	木村 秀洋
平成 27 年 11 月 7 日付	大分	661	東 秀暁
平成 27 年 11 月 8 日付	静岡	1360	見原 一美
平成 27 年 11 月 12 日付	大阪	1548	中井 三郎
平成 27 年 11 月 18 日付	神奈川	1961	熊山 武司
平成 27 年 11 月 19 日付	和歌山	298	檀浦 武
平成 27 年 11 月 21 日付	福岡	1773	山本 龍介
平成 27 年 12 月 1 日付			
東京 5928	天野 秀明	福岡 1084	梶栗 稔己
福島 1350	菅野 久雄		
平成 27 年 12 月 9 日付			
東京 589	神山 文男	東京 5384	藤原 俊一
東京 6517	鈴木 芳朗	東京 6953	坂本 芳郎
東京 7662	宮内 秀展	東京 7672	富塚 雅啓

東京 7759	渡邊 聖子	神奈川 1800	渡邊庚午男
神奈川 2059	北野 捷夫	神奈川 2909	野村 進
埼玉 1475	守屋 利夫	埼玉 2075	内藤 直樹
千葉 762	稗田 博昭	茨城 1089	片平 晴雄
群馬 296	大澤 照夫	大阪 1388	飛田 哲佑
大阪 1446	中 雅信	大阪 1901	立川 豊
大阪 2320	乾 悦孟	大阪 2345	齊田 晨二
大阪 3007	中村 嘉雄	大阪 3140	中島 賢一
兵庫 1408	戸津川勝二郎	兵庫 1592	濱野 好孝
兵庫 2195	伊藤 通章	兵庫 2201	尾崎 匠
兵庫 2341	頼久 広季	滋賀 110	平井 敏雄
滋賀 255	山元 英夫	滋賀 312	福島 茂樹
愛知 1313	高木 隆司	愛知 1858	吉川 太郎
愛知 1874	竹内 博城	愛知 2778	石本 陽一
愛知 2808	吉田 政弘	三重 511	山岸 正幸
三重 687	小暮 清行	広島 1831	仲西 功
山口 27	細野 毅	福岡 1049	吉富 正
福岡 1849	大畑 智	沖縄 301	高嶺 朝福
沖縄 452	藤原 秀子	青森 561	山田 秀春

平成 27 年 12 月 10 日付			
東京 5821	平野 豊	東京 6323	鈴木 康彦
東京 7829	鈴木 由幸	埼玉 1985	星野 眞
栃木 612	黒川 幸司	群馬 844	須藤 榮
山梨 158	浅川 洸	愛知 1981	柴田 光能
岡山 1038	保崎 茂樹	岡山 1115	吉田 純司
福岡 1608	齊藤あい子	熊本 793	齋藤 宏容
平成 27 年 12 月 21 日付			
東京 7605	渡辺 静子	神奈川 2912	秋山 博昌
群馬 903	高橋 薫	新潟 666	八島 勉
大阪 3225	半ノ 宏一		

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成 27 年 12 月 1 日付			
神奈川 2945	永田 翔	神奈川 2948	小田島 薫
神奈川 2973	佐藤 哲也	埼玉 2572	関根 一隆
平成 27 年 12 月 10 日付			
神奈川 2954	地野 透	大阪 1920	溝畑 雄二
福島 1442	長澤 正	福島 1468	竹田 安代
平成 27 年 12 月 21 日付			
東京 7795	長塚 有世	埼玉 2604	石崎 大介
福岡 2282	須藤 健		



もしもこんなことが 起こってしまったら？

境界杭の打設ミスによる境界擁壁の再築を請求された
土地分筆登記に伴う境界杭の打設に伴い、誤って0.2 m離れた場所
に埋設してしまった。
そのため誤った境界線にコンクリート土留擁壁が設置されてしまい、
その擁壁の撤去及び再施工費用を請求された。

擁壁撤去費用及び再施工費用として、合計774,460円の請求を受ける。

お役に立ちます！！ 土地家屋調査士賠償責任保険

<解決内容>
請求額を妥当な損害額として認定



●:正しい境界点 ▲:誤った境界点



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口
(有)桐栄サービス 担当：三神
TEL：03-5282-5166

平成27年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による平成27年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成27年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成28年1月8日付け官報に掲載されています。

記

試 験 日	筆記試験(8月23日)、口述試験(11月19日)	
出 願 者 数	5,659名	
受 験 者 数	4,568名(午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。)	
合 格 者 数	403名(男376名・93.3% 女27名・6.7%)	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験 満点100点中70.0点以上 かつ 午後の部の試験 満点100点中73.5点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験 満点100点中73.5点以上

(午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、記述式問題については満点40点中29.0点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中32.5点に、記述式問題については満点50点中30.0点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。)

平均年齢 38.99 歳
最低年齢 21 歳 1 名
最高年齢 76 歳 1 名 ※年齢は H27.12.11 現在

生年別合格者数

生 年	人数	生 年	人数	生 年	人数
平成6年	1	昭和52年	17	昭和35年	2
平成4年	2	昭和51年	25	昭和34年	3
平成3年	5	昭和50年	16	昭和33年	1
平成2年	4	昭和49年	20	昭和32年	3
平成1年	5	昭和48年	14	昭和31年	5
昭和64年	1	昭和47年	13	昭和29年	1
昭和63年	11	昭和46年	13	昭和28年	2
昭和62年	7	昭和45年	9	昭和27年	2
昭和61年	14	昭和44年	7	昭和26年	3
昭和60年	19	昭和43年	8	昭和25年	1
昭和59年	14	昭和42年	6	昭和24年	1
昭和58年	22	昭和41年	4	昭和23年	1
昭和57年	17	昭和40年	7	昭和22年	1
昭和56年	14	昭和39年	6	昭和19年	1
昭和55年	19	昭和38年	5	昭和14年	1
昭和54年	21	昭和37年	3	合 計	403
昭和53年	21	昭和36年	5		

受験地別合格者数

受験地	人数
東 京	173
大 阪	60
名古屋	47
広 島	20
福 岡	43
那 覇	11
仙 台	21
札 幌	9
高 松	19
合 計	403

法務省ホームページから引用

長野会

「弁護士との交流企画について の報告」

境界問題解決支援センター長野
運営委員 松澤 光一郎



『会報ながの』第196号

ADR運営委員会では、ADRをよりよく進めていくためには弁護士と土地家屋調査士の連携や理解を深めることが不可欠と以前より考えております。

そのため当委員会では、かねがね弁護士と調査士との交流について検討してまいりましたが、この度ひとつの形を成しましたのでこの誌面をお借りし報告させていただきます。

始まりは当会顧問弁護士である倉崎先生とのたわいのない会話から始まります。

「互いの勉強会について協力しあえないだろうか」このような内容の一言だったと記憶していますが、互いの持つ専門知識を互いの業務に活用できる関係をつくることができれば両会にとって非常に有意義であるという事、その具体的な話を進めていくための一言に今思えばなっていた気がいたします。

まず始めに具体的に何をなすかを検討するにあたって、弁護士会より3名・当会より3名で本当に小さな交流会を行いました。その中での一つの案として調査士がその専門分野を弁護士に紹介させていただく機会を設けるというもので、この時は有志のメンバーで一定地域の弁護士に対するものと非

常に限定的に考えておりました。

その後、持ち帰られたこの案は、弁護士側よりどうせやるなら全県下に対し行いたいとの要望により、弁護士会の研修会の一部に組み込む形で行うことになります。

弁護士会の研修はいわゆる必須の研修と任意の研修に分かれますが今回のこの企画は任意研修に含まれます。その方法の説明によれば県下7会場をテレビ電話でつなぎ、長野会場で行われる講義を各会場にライブ配信することによって、話がどんどん大きくなることに多少腰が引けてしまう感覚に陥りそうだったことを覚えています。

さて、弁護士会では会場と参加者を準備してくださいました。当会では講師を派遣しなければなりません。相談の結果、当会の猪飼

健一副会長にお願いすることになりました。(快く引き受けてくださったことをこの場を借りて感謝いたします)

この後の準備段階の報告もしたいのですが、誌面も限られていますので研修当日に話を移します。

9月2日の夕方5時30分より今回の企画である研修会は開始されました。

会場は長野市にある弁護士会館の大会議室で、先に話しましたとおり松本・佐久など別途7会場が準備されそれぞれの会場に参加者が集合しております。全会場で80名ほどの参加者がいたようです。後から聞いた話ですが任意の研修会でこの人数、更には全会場に参加者がいるということは珍しく、又参加者の中に若手ばかりでなく



ベテランの先生方も目立っていたなど、今回の企画に対する興味が非常にあったとのことでした。

今回は初めてのことばかりでしたので、多忙のところ無理をして松本会長にも同席いただき、研修の前に挨拶をしていただき調査士のPRに一役買っていただきました。

さて、肝心の研修の内容ですが、「公図の役割と境界の判読」と題し公図など図面の見方や基本的な境界の考え方などを講義していただきました。

詳しい内容は割愛いたしますが、さすが猪飼副会長といったところでしょうか、我々が調査士の紹介から始まり、内容は基本的な事項を話されているのですが、同席していた我々が聞いても、ついつい聞き入ってしまうような、分かりやすくすばらしい内容でありました。

弁護士の先生方からも、非常に興味深い話であり、今までなんとなく見ていた図面の見方が変わるなど、賞賛のお言葉をたくさんいただきました。又、他会場からもテレビを通じ質問がいくつもでるなど参加者の興味の程が伺えました。

講義は予定通り90分ほどで終了しましたが、終了後にも講師の

周りに質問に来る方が絶えずこの企画は大成功といって良い結果を残せたと感じております。

研修会終了後、更に交流を深めるため、会場を移し両会の有志による懇親会が行われました。会場が長野市であったこと、又、弁護士側の人数も限られていることから、当調査士会も参加希望を長野市内在住の認定調査士に限定させてもらい参加募集をかけさせていただきました。非常に少ない枠のため条件に外れて連絡がいかなかった会員又、人数制限のためお断りさせていただいた会員には本当に申し訳なく思いますが、何卒ご容赦願います。

日ごろなかなか接点の無い両者ですので始めは緊張もあったようですが、次第に打ち解けていったように感じます。

当会の参加者からは、弁護士と業務の接点という部分は少なからずあるとの感想を多く寄せられました。又、弁護士会の参加者からも調査士との付き合いがないばかりにうやむやになってしまった件があり悔いている話や、気軽に話や相談ができる調査士との関係を希望したいなど、調査士との関係を希望する話がたくさんありました。

参加された方は、ぜひこの交流を实のあるものに育てていただきたいと希望します。

私の個人的な見解ですが、今回の交流企画は弁護士の先生方に我々をより理解していただきたく開催したものと理解しています。

その意味では小さな一歩ではありますが、今回の企画に参加いただいた弁護士の先生方にもその意図は充分通じたのではないかと考えています。

今後、ADR運営委員会としても今回の交流企画を全県下で弁護士と調査士の交流が行えるよう膨らませていきたいと考えます。

しかし、今回企画を行い感じたのですが両会の組織編制の違い等により簡単ではないとも感じています。

ADRをよりよく進めていくため、今回の交流企画を一つのテストケースとして、互いを身近に感じ協力できる関係を築けるよう委員の一人として続けていきたいと考えます。

最後に今回の企画のため、ご尽力いただいた長野支部の猪飼健一会員及び小池純平会員に感謝の意を表し、今回の報告とさせていただきます。



東京会

「連載企画 会員の地域貢献活動 土地家屋調査士の業務と地域と のかかわり」

総務部担当副会長 佐々木 義徳



『どうきょう』第603号

今回、会報編集委員会の方より地域での活動について紹介して欲しいとのお話をいただきましたので、私がお手伝いしております「NPO 東村山活き生きまちづくり」の活動をご紹介します、感想をお伝えいたします。

私の自宅兼事務所は、東村山市にあります。東村山と聞くと、あの「東村山音頭」を連想する方もいらっしゃるかと思いますが、映画「となりのトトロ」の舞台にもなった狭山丘陵に隣接し武蔵野の面影残る緑豊かなところですよ。また、都内でも珍しく市民運動会のみならず、各町では町民運動会まで開催され、地区ごとにお祭りやお囃子が盛んな、そんな土地柄です。

「NPO 東村山活き生きまちづくり」は、平成20年に民間主体による市民と行政、企業との協働によるより良い地域コミュニティの実現を目指し、前東村山市長である細淵一男氏を理事長として発足したボランティア団体です。

市民を対象とした防災シンポジウムの開催をはじめ、昨年から、「民間による国の新しい東北支援事業」として復興庁の補助を得て、福島県相馬市の磯部地区を中心とした相馬市子ども達と東村山市子ども達との相互交流事業も行っています。この相互交流事業は、相馬市子ども達へ、震災で傷ついた心の癒しの場を提供するとともに、ワークショップを行いリスクコミュニケー

ションや防災教育、郷土学習をとおして自分たちで地域課題について考え調べることを目的とした事業です。

また、設立当初より市内青葉町にある国立療養所多磨全生園では、全生園入所者自治会の皆さんとともに、「過去の歴史を教訓として人権の大切さや人間としての尊重を守り、人が人として心豊かな明るい社会を目指す運動」を展開しています。多磨全生園は、市内の北東部に位置し、明治42年に開設されたハンセン病患者の収容施設です。敷地は東京ドームの7.5倍にもなる35万7千平方メートルと広大なものです。敷地内は、故郷への思いを込めて入所者の方たちの手により植えられた樹木を含め、約250種3万本の木々が生き茂る、緑豊かな場所です。運動の一環として、園内の樹木の剪定や清掃活動のほか、毎年11月3日の文化の日に行われる全生園まつりにあわせ、園内に数多く残されている史跡を発見することと、緑の大切さや差別や偏見に対する知識と理解を深めることを目的に、園内を写生した



絵画コンクールや、市内の小学生による緑の啓発と人権教育についての発表会なども開催しています。

運動を後押しするように、東村山市と多磨全生園が舞台となった、樹木希林主演の映画「あん」が5月に公開されました。ハンセン病の元患者と、中年のどら焼き職人の交わりを題材にした映画「あん」は、ハンセン病というテーマを描いた作品としては異例のヒットとなっているそうです。当NPOも後援というかたちで協力させていただきました。

私たち土地家屋調査士は、その業務をとおして社会へ寄与することが求められています。また、その業務は、法令や要領等に則り画一的かつ適正に行うこととされています。しかし、業務を処理するためにはさまざまな課題があり、それらを解決するためには多種多様な考えを持ち合わせなくてはならない場面も少なくありません。そのためにも日常の業務とは異なる経験・視点を持った人とのかわりが必要であると感じます。

地域での業務が比較的多い私の場合、その関わりの一つが、今回ご紹介した「NPO 東村山活き生きまちづくり」での活動です。日々感じることは、多くの人と関わりを持つことが人生を豊かにし、また業務を行う上でも大いに助けになるということです。

そのことに感謝し、業務にも邁進していきたいと思います。



国民年金基金に加入して

宮城県土地家屋調査士会 菅澤 徹郎

大学卒業後に、土地家屋調査士である父の事務所に就職しました。平成22年に土地家屋調査士試験に合格し、平成23年に土地家屋調査士として登録しました。土地家屋調査士に登録して4年、土地家屋調査士国民年金基金に加入して3年になります。

土地家屋調査士国民年金基金に加入したきっかけは、まずは今後のことを考えるようになったからです。試験に合格し、土地家屋調査士として登録をして、新人研修会で国民年金基金の説明を受けました。国民年金だけでは不安だと常々思っておりましたが、説明の中で、夫婦2人の老後に必要な生活費の平均月額が約27万円なのに対し、国民年金の年金月額は夫婦2人で約13万円と知りました。約14万円も足りないのです！この状況を知り、今後について更に考えるようになりました。

一言に将来への備えといっても、その種類は様々です。銀行預金や民間の個人年金など色々ある中、私が国民年金基金に加入した理由の一つは、掛金の全額が所得控除になり、社会保険料控除の対象となる所得税や住民税が軽減されることです。将来に備えつつ、掛金を支払っている期間も得をする、これが決め手となりました。

また、既に国民年金基金に加入している父と話をしていると、父は年齢が高くなってから加入したので、月々の支払いが多くなってしまったと言っていました。もっと若いうちから入っていればよかったとのこと。毎月の掛金の負担を少なくするためにも、入るなら早く入った方がよいと父に勧められ、31歳になる前日に加入しました。そんな父も、あと数年で掛金を納付する期間が終わります。父が年金を受給する年齢になった時、将来に備えてきたことの大切さを私もまた痛感することでしょう。

そして今年、私は結婚をしました。結婚したことで、ますます将来のことを考えるようになり、早めに加入していて本当に良かったと思っています。生活状況に応じて、増口や家族の加入についても今後検討していきたいです。

まだ加入されていない方も既にご加入中の方も、是非ご検討してみてはいかがでしょうか。



今にゆとり 老後にゆとり

土地家屋調査士
国民年金基金



国民年金の第1号被保険者の方々がご加入できる公的な年金制度です。

掛金は全額所得控除で税金がおトク。



◎掛金は自由に設定。

* 口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。



所得税・
住民税の合計 約9万円軽減!

* 軽減額は概算であり、課税所得金額及び掛金額等により異なります。

基本は終身年金。だから一生涯お受け取り。

35歳男性が誕生月に1口目としてA型、2口目以降でA型2口に加入したプラン例

掛金額(月額)	年金額(月額)	
【1口目:A型】+【2口目以降:A型2口】 =【掛金月額】	【1口目:A型】+【2口目以降:A型2口】 =【65歳～終身受取額】	
12,710円+(6,355円×2口) =25,420円/月	20,000円+(10,000円×2口) =40,000円/月	毎月25,420円の 掛金を60歳までお支 払いいただいた場合、 65歳から毎月 40,000円を受け取る ことができます。

* 掛金額及び年金額は、加入時の年齢(月単位)により異なります。

◎万が一の時にはご家族に一時金も。 * 年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

資料請求・ご相談・
お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

0120-145-040

www.npfa.or.jp

四国・九州・中国ブロック協議会合同研修会

平成27年11月13、14日、愛媛県松山市で、土地家屋調査士会「四国・九州・中国ブロック協議会合同研修会」が開催されました。合同研修会は、自由闊達に発言できる場の提供や内部講師の育成を目的とし、平成26年9月の九州・四国ブロック協議会合同研修会(福岡市)に続く2回目の開催となり、今回は中国ブロック協議会も参加。2日間で四国から59人、九州36人、中国37人の計132人(いずれも延べ人数)の会員が出席、各ブロック協議会から1名ずつを講師を迎え、土地家屋調査士の“未来像”について、熱く議論が交わされました。

■はじめに

合同で研修を行うのは、九州ブロック協議会の谷口正美会長(鹿児島会・平成26年当時)が、四国ブロック協議会の会長らに発案して実現。その様子を耳にした中国ブロック協議会も参加を表明し、3ブロックによる開催となりました。

開催地となった愛媛会の松本義男四国ブロック協議会会長は「内部講師による研修となっておりますが、内部講師の育成は重要な課題の一つで、参加者には将来の講師となって活躍していただくよう期待を寄せています。」と挨拶し、研修が幕を開けました。



受付

■異“Survey”文化交流

広島会の山中匠会員は「異“Survey”文化交流と土地家屋調査士の未来」と題し講演。補助者時代に初めて公図や測量図と出会ったときの印象を振り返り、「もっと分かりやすくないのか、と感じた素朴な



山中匠会員

疑問を持ち続けていますか。」と問いかけました。

FIG(国際測量者連盟)参加で学んだ経験を基に、国土全体の3Dモデル化を目指すシンガポールの事例等諸外国の地籍管理への取り組みを紹介し、紙をベースとした日本の登記制度や縦割り行政の現状と比較。世界が3D地籍管理へ向かう中、日本の“ガラパゴス化”の可能性を指摘しました。

〈登記事項〉→〈公図〉→〈測量図〉という現在の日本の登記制度の位置づけに対し、〈GIS=公図〉を基盤とし、〈データベース=登記事項、測量図〉を結び付け、さらに、法務局へ提供するだけでその後有効活用されない報告書や写真など様々な情報をデータベースに含むことで、合理的な運用が可能になると説明しました。

境界や登記の専門家から、土地の現状とそれに至る経緯や記憶を知り残せる専門家へ、との思いを述べ、「GISベースの合理的な地図が基盤として使わ



会場の様子(1日目)

れるようになれば様々な情報を重ね合わせ、ビジネスや政策の判断をすることができる。その中で、法的な境界は重要なインフラであり、データを提供するだけでなく、積極的に提言していける役割になれば。」と締めくくりました。

■土地家屋調査士の役割は？

愛媛会の小野勇会員は、「空家等対策の推進に関する特別措置法について ～土地家屋調査士の役割は何？～」とのテーマで、同法の概要を説明。出席者はグループに分かれ、土地家屋調査士がどう関わっていくことが可能か、意見を交わしました。

さらに、話は未来の登記制度、土地家屋調査士像はどうあるべきかに移り、登記制度に関し▽建物表示登記の義務の徹底、▽相続登記、住所変更登記の義務化、▽登記に公信力を持たせる、▽用途地域、建蔽率、農地区分等の項目を追加、▽デジタルデータでの登記情報取得、▽写真等のデータをリンクする、土地家屋調査士制度について、▽境界管理の顧問、立会代理人としての役割、▽隣地地主不在等の際の筆界特定権限付与などを検討すべきとの意見が出されました。



小野勇会員



懇親会

■ADR 認定土地家屋調査士の進む道

懇親会を経て2日目の14日、福岡会の細川正弘会員の主題は「紛争解決支援をするADR認定調査士の進む道」。主に調停における土地家屋調査士の役割について講演しました。

落とし所を決めて誘導する仲裁では、当事者に「決められた」というしこりが

残り、筆界特定では心の解決まではしてくれないことに対し、調停は当事者が互いに意見を出し合い和解に向かうことで、満足が得られるものであると指摘。ADR認定土地家屋調査士は、境界問題の唯一の専門家として和解に向かう「支援」を行うべき立場であり、土台となる図面を作ったり争点を整理したりするなどし、同じ土俵に立たせることが紛争解決への第一歩であると説明しました。

その上で、自身の経験から、「調停は、たとえ不調に終わったとしても、相手の本音を聞けたり、争点を明らかにしたりするだけでも意義があり、何もしないよりは良い結果となる。」と述べました。

また、境界問題解決センターふくおかの調停成立事例を紹介、「役所ではなく、気持ちが分かりあえる民間の専門家であることが強みであり、弁護士とのタイアップで、境界の問題と法的な問題をうまく解決できている」とし、センターの取り組みが全国的に低迷しているなか、「土地家屋調査士から特定の事案について相談を受けセカンドオピニオンを与えるような、土地家屋調査士の方をも向いた組織としての位置づけも加えてみては。」と提案しました。

最後に、出席者からADR認定土地家屋調査士についての現状や課題について意見が出され、▽単独受託を目指したいが件数やスキルが不足している、▽事例研究を行い具体的な役割を考える時期に来ている、▽エンドユーザーのための選択肢の一つとして有効である、▽非認定土地家屋調査士との差別化を図るべきなどの意見が出され、すべての日程を終えました。



細川正弘会員



発言する参加者(2日目)

取材後記

合同研修会の提案者である谷口正美前九州ブロック協議会会長に話を聞いたところ、九州ブロック協議会において研修会を行っていたが、「一部の担当

者だけによるものだったため、幅広い地域から誰でも自由に参加できる場を作りたい。」というのがきっかけだったそうです。

懇意にしている四国ブロック協議会の会長達に声をかけて平成26年度の合同研修が実現、平成27年度は3ブロックに拡大し、平成28年度は岡山県において開催されることも決まりました。着実に輪が広がっていることに大変満足した様子で、更なる発展を願っていました。

また、「外部講師では話を一方的に聞くだけで終わることが多いため、自由に意見を言い合える研修会をしたかった。」と、内部から講師を迎えることの意義を話していました。参加会員側から発言する時間もたっぷりあり、忌憚のない意見が多く聞かれたことは、大いに参考になりました。一参加者として、未来を見据えた土地家屋調査士のエネルギーと、もっと勉強せねば、という危機感を感じた2日間でした。

広報員 曾我部和也(愛媛会)

編集後記

春を待つ心

先月13、14の両日、今年度2回目の全国会長会議を東京ドームホテルにて開催。全国50会の会長が車座となり座長の進行の下、日調連事業の経過説明を受けての質疑応答、各単会の事業取組等の意見交換、情報交換が活発になされました。

13日夜には恒例の日調連・全調政連・全公連の新年賀詞交歓会。各会の会長はもとより、法務省関係者、国会議員・秘書、関係機関職員、日調連外部顧問、友好団体の皆様と多数ご臨席を賜り縁起をつけていただいたことは、たいへん有り難く心強く感じます。

また、本年は筆界特定制度創設10周年の節目、14日午後には法務省との共催で『筆界特定制度10年の歩みと未来への提言』と題して、制度創設に深く関わった元法務省民事局長であられた房村精一氏(現在日調連顧問)が講演。多数の来場者に椅子を増設しての対応となり、講師の穏やかでお優しい口調が印象的でした。

いずれも来月号にて詳細を掲載します。

さて、月の初めに立春を迎えましたが、二月の異

名の如月は、寒さに衣を更に着重ねるところから「衣更着」という説があるほど、一年を通して最も寒さが厳しい頃です。それでも自然界はあちらこちらに春への息吹をうかがわせてくれます。なかでも春にさがけ咲く花といえば梅。今年は暖冬の影響か早い開花でしたが、春までは寒暖行きつ戻りつしながら渡りゆくわけで、寒さのなかに美しく咲き匂う梅は、やはり人の心を和ませてくれます。花の兄と呼ばれ、厳寒に耐えてこそ芳しく、その清らかさ、その力強い風情は凜として、女性の私でもかくありたいと憧れます。

「花をのみ 待つらん人に 山里の 雪間の草の春を見せばや」は、千利休居士が侘び茶の心とした藤原家隆卿の歌。花はまだか、いつ咲くのかと目に移るものだけを待ち望むのではなく、山里の雪間より顔を出した小さな若草に春を感じてほしいという思いや美意識がそこにあります。降り積もった雪、凍てつく地面、一見何も無いように見えるその下で、来るべき芽吹きのをときを待つ命が確かに息づいている。春を待つ心、皆様はどこでどんな春と出会うのでしょうか。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社